

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1

以下、現時点の目次になります。

2

新序章	イントロダクション
新第1章	ガイドライン全体に係る概要等
新第2章	要求事項
新第3章	環境コミュニケーション
新第4章	負荷の自己チェック
新第5章	取組の自己チェック
新第6章	制度運営
ガイドライン内附属資料	参考1: EA21の歴史
ガイドライン内附属資料	参考2: EA21の政策的位置づけ
ガイドライン内附属資料	参考3: 2009年版EA21ガイドラインとの比較
ガイドライン内附属資料	用語の説明

3

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

4

5 第1章 企業価値向上ツール「エコアクション21」

6 1. 時代の期待に応え、進化するエコアクション21

7 環境省では、環境と経済の好循環を実現するため、1996年に幅広い事業者が
8 取り組める「環境活動評価プログラム」を策定し、2004年には、環境マネジメ
9 ントシステム「エコアクション21（2004年度版）」へ発展させていきました。

10 そして2015年、これからの社会経済システムの大転換を意味する国際的な取
11 り決めとして、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(Sustainable
12 Developing Goals: SDGs)」の公表と、2020年以降の地球温暖化対策の国際ルー
13 ル「パリ協定」が採択されました。

14 とりわけパリ協定は、世界共通の長期目標である2℃目標のみならず1.5℃目
15 標の達成のため、今世紀後半に、世界全体の温室効果ガス排出量を実質ゼロにす
16 ることを求めています。すべての締約国は、削減目標達成に向けた措置の実施と
17 5年ごとの排出削減に向けた最善の努力の継続が義務となります。我が国も、温
18 室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減することを公約し
19 ています。

20 多くの大手企業はいち早く環境経営の意義を見直し、低炭素・脱炭素社会での
21 先行者利益を確保するための経営手法と捉え、より戦略的な環境取組を加速化さ
22 せています。同時に、環境面のコンプライアンス（法令順守）や環境コミュニケ
23 ーション（対話）といった取組もより進化・深化させています。

24 この変化は、バリューチェーン上の重要な存在である中小事業者等にとっても、
25 自らの持続的成長を確保する絶好のチャンスが到来したと言えます。エコアクシ
26 ョン21（2017年度版）は、従来の内容を一層洗練させることで、事業者の成
27 長チャンスを最大化確保できることを念頭に策定しています。

28 エコアクション21における環境経営とは、狭義の環境マネジメントシステム
29 を含みながら、環境のみならず経営全般をカバーするシステムと捉えています。

30 2. エコアクション21の政策的位置づけ

31 環境省だけではなく国等にとっても、環境取組の実効性を担保する仕組みとし
32 て、エコアクション21等の環境経営のためのマネジメントシステムへの期待が
33 大きくなっています。例えば、地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）で
34 は「中堅・中小企業向けエコアクション21などPDCAサイクルを備えた環境

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

35 経営のためのマネジメントシステムの普及を進め、環境経営の実効性を高めてい
 36 くとともに、企業における従業員の教育を促すことで、事業活動における更なる
 37 環境配慮の促進を図る」旨が記述されています。

38 **3. エコアクション21の理念**

39 エコアクション21の理念は、環境経営を通じて「トップの経営力と社員の
 40 高いモチベーションを育み、社員全員が胸を張れる事業者を全国に増やす」こ
 41 とにあります。これは、いわゆるエコアクション21の活動を通じて得られる
 42 入札での優遇や費用削減といった短期的なメリット共に長期的視点で事業経営
 43 の発展・貢献へと前進するという考えに基づいています。エコアクション21
 44 では、当該理念に基づき事業経営レベルが多面的に向上するようPDCAサイ
 45 クル²に基づいた仕組みを用意しています。

46 **4. エコアクション21による価値創造プロセス**

47 **①経営力向上、組織の活性化ができます**

48 エコアクション21は、環境取組を切り口に、経営力向上と組織活性化の同時達
 49 成が可能なシステムです。社内の環境取組を総点検することで、従来は入手でき
 50 なかった様々な経営データの入手が可能となり、経営判断の幅が広がります。ま
 51 た、経営判断の拠り所となる「環境経営方針」や「環境経営目標」も策定します
 52 ので、経営判断に計画性が加わります。更に、従業員研修から役割分担、経営者
 53 の総括といった具体的な行動も伴いますので、経営者と従業員、組織間、従業員
 54 間の相互理解と交流が進み、組織が活性化します。

56 **②様々な顧客からの要求に応えることができます**

57 エコアクション21は、ISO14001 シリーズも参考にしており、多くの大手企業
 58 が、バリューチェーン全体の環境管理を求める傾向が強まっているなかで、その
 59 期待に応えうるシステムです。
 60 また、認証・登録によって、自治体からの補助や入札参加資格審査での加点を受
 61 けることができる場合があります。同時に、多数の金融機関で、エコアクション
 62 21に取り組む事業者への低利融資制度を受けることも可能です。

64 **③取組項目が明確で、効果的・効率的に取組を進めることができます**

65 エコアクション21は、現代の環境経営に必須の要素を統合したシステムです。
 66 但し、事業者の実務負担に配慮し、必ず把握すべき負荷項目(二酸化炭素排出量、
 67 廃棄物排出量、水使用量)と、必ず取組む活動(省エネルギー、廃棄物の削減・
 68 リサイクル、節水、自らが生産・販売・提供する製品及びサービス)を定め、最

¹エコアクション21のこれまでの歴史及び政策的位置づけについては、参考1を参照してください。

² PDCA サイクルに係る詳細は、本章5、2または第2章を参照してください。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

69 小限の工数で効果を実感できるよう策定しています。

70

71 ④環境経営レポートで、自社の取組を発信できます

72 エコアクション21は、環境コミュニケーションも重視したシステムです。環境
 73 経営レポートの作成と公表で、多くの関係者と相互理解を深め、事業者への信用
 74 を高め、協働の輪を広げることができます。

75

76 ⑤第三者による認証・登録制度を有し、社会的信頼を高めることができます

77 エコアクション21は、第三者による認証・登録制度を有したシステムです。認
 78 証・登録を受けることで、エコアクション21の取組に対して社会的信頼を集め
 79 ることが可能です。エコアクション21のロゴマークも使用することができます
 80 ので、積極的なPRも可能です。また、審査員が審査の一環として、取組レベル
 81 を向上させるための助言を受けることも可能です。これにより、上記①～④のメ
 82 リットの最大化を図ることが可能です³。

83 5. エコアクション21とは

84 エコアクション21には、以下の3つの特徴があります。

85 特徴 ①:中小事業者でも取組み易い効果的・効率的なPDCAサイクル(2・3
 86 章)

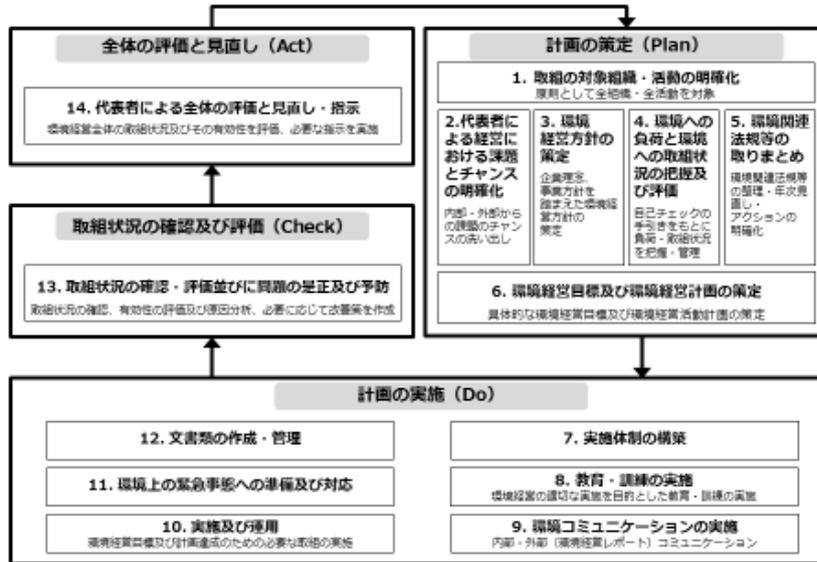
87 エコアクション21の特徴の一つ目が、中小事業者の実務負担にも配慮した、取
 88 組み易い継続的改善のためのPDCAサイクルにあります。

89 エコアクション21のPDCAサイクルは、第2章に掲げた14の取組項目(要
 90 求事項)から構成されます。取組を進めることで、環境取組と経営の融合、中長
 91 期の目標設定と実施、組織活性化、人材育成、環境面のコンプライアンス(法令
 92 順守)、成果の見える化等、様々な期待に応える組織体制の構築と運用を可能
 93 とします。

³ 詳細は、本章セクション7を参照してください。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点



94

95 図表 PPT-1 PDCAに基づくエコアクション21の14の取組項目 (要求事項)

96 上記のPDCAサイクルに係る主な留意事項は、以下のとおりです⁴。

- 97
- 98 ・ 取組を実施する際は、上記14項目の順番は異なっても構いません。
- 99 ・ 環境コミュニケーションの活性化を図るため、「第3章 環境経営レポートの作成と公表」を別途求めています。
- 100
- 101 ・ 環境に関する現状調査 (初期調査) として、「第4章 環境への負荷の自己チェック」及び「第5章 環境への取組の自己チェック」を用意しています。
- 102 最新のバージョンは中央事務局のホームページで公開されます。
- 103

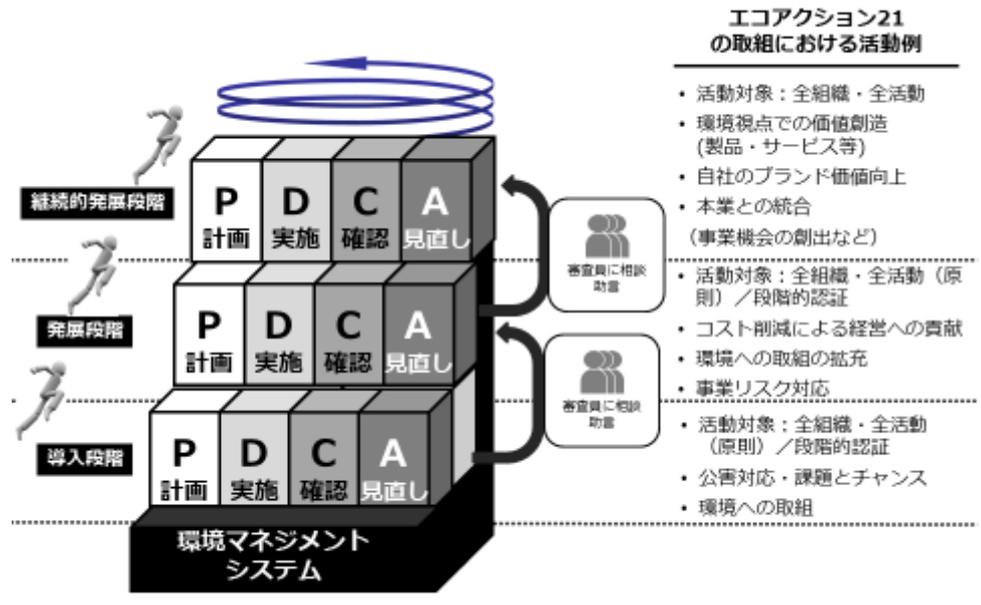
104 特徴 ②: モジュール型ガイドラインで、スパイラルアップを支援 (2章・3章)

105 エコアクション21の特徴の二つ目が、スパイラルアップの取組を念頭に本ガイドライン及び取組内容が設計されていることです (図表 PPT-2)。

106

⁴ 詳細は、第2章を参照してください。

- 凡例:
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
 - ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
 - ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点



107

108

図表 PPT-2 スパイラルアップのイメージ

109

本ガイドラインに記載される要求事項 (2章及び3章) は、基本的なことのみを記載し、時代の要請と共に変化する推奨・参考事項、具体的な取組事例や記載例は、中央事務局が随時作成し公表するというモジュール型のガイドラインとなっています。

113

また、認証・登録を受けている事業者の場合には、審査員より様々な助言を得ることで、より効果的なスパイラルアップを図ることも可能です。

115

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

116 5.3 環境経営レポートの作成・公表で相互理解と対話を促進（3章）

117 エコアクション21の特徴の三つめが、環境経営レポートの作成と公表で
118 す。取引先、従業員、家族、自治体等へ自らが環境に配慮した事業者であるこ
119 とをPRするのに最良のツールを提供します。

120 同時に、環境データ等の収集を事業者へ求め、そのデータの集計・分類を中
121 央事務局が行い、結果を事業者へフィードバックします。自らの取組のベンチ
122 マークとして活用することも可能です。

123 6. エコアクション21ガイドライン 2017年版の主な改訂点

124 6.1 全般

125 ガイドラインの主要な読み手である事業者の視点を念頭に、事業者に関する要求
126 事項は章前半に、内部運営に関する事項は章後半へ移動しました。

127 6.2 事業に関する要求事項（2章～5章）

128 ・ 環境経営の有効性を高めるため、従前の要求事項を基礎に、取組項目の一部
129 組替や見直し、要求事項の柔軟化を行っています（2章）。

130 ・ エコアクション21に取組む事業者の成果を分析するため、取組データを集
131 計する体系を新たに要求しています（3章）。

132 ・ 今回からモジュラー方式を採用しています。時代と共に変化する推奨事項や
133 具体的取組事例はガイドライン外とし、中央事務局が随時公表します（2章）。
134 同様に、活動レポートの作成マニュアルも今回から用意し、中央事務局が随
135 時公表します（3章）。

136 ・ チェックリスト（4章、5章）も、モジュラー方式を採用し、本ガイドライ
137 ンに掲載されたチェックリストは例示とし、実際に用いるチェックリストは
138 中央事務局が随時公表します。

139 6.3 内部運営に関する事項（6章）

140 ・ 中央事務局、地域事務局、審査員の権限と責任を整理しました

141 ・ 中央事務局の権限拡大に伴い、諮問委員会の設置等、ガバナンス強化を要求
142 しています

143 ・ 事業者からの金銭の授受については中央事務局が一括管理することとしまし
144 た

145 ・ 大手企業のバリューチェーン管理としてエコアクション21が戦略的に活用

凡例:

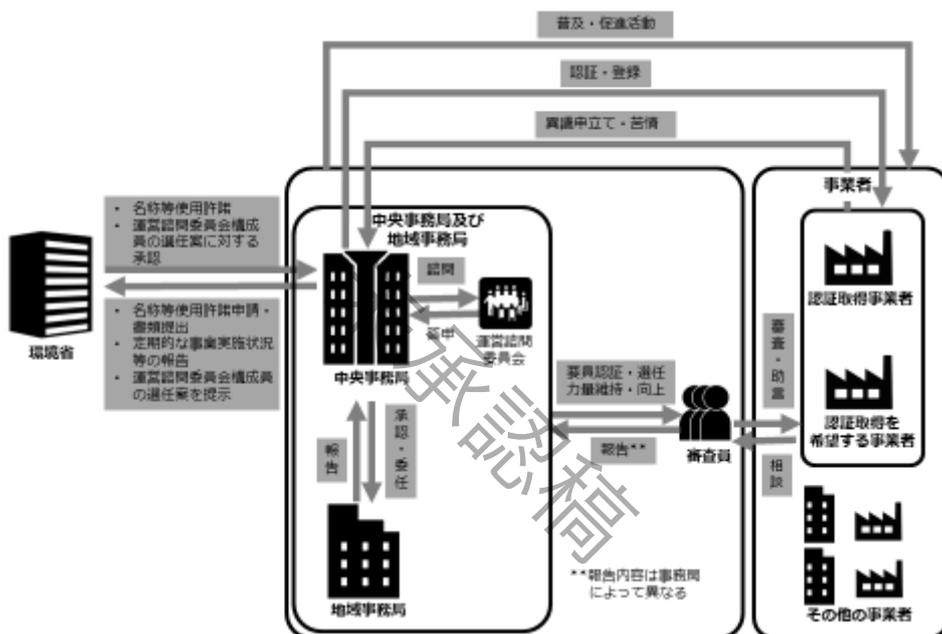
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

146 できる余地を残すため、業種別等ガイドラインとしました。

147 7. エコアクション21の認証・登録について

148 エコアクション21では、環境省による要件適合確認を受けた中央事務局が認証
 149 登録を行い、制度を運営します。地域事務局を承認します。また、中央事務局が
 150 規定した要件を満たした審査員が、事業者からのエコアクション21の認証・登
 151 録の希望に基づき、事業者に対して審査及び指導・助言等を行います¹⁾。 制度全
 152 体の概要は、図表 PPT-4 のとおりです。

153



154

155 図表 PPT-4 エコアクション21 認証・登録制度の概要

156 7. 1 認証・登録の基本的要件

157 エコアクション21の認証・登録を受けようとする事業者は、エコアクション
 158 21ガイドラインで規定する要求事項に基づき、以下の基本的な取組を適切に実
 159 施したうえで、審査員による所定の審査を受審し、判定委員会等での審議を経て、
 160 要求事項に適合していると認められる必要があります。主に以下の7点がポイント
 161 になります。

- 162 1. 「計画の策定(Plan)」「計画の実施(Do)」「取組状況の確認及び評価(Check)」
 163 「全体の評価と見直し(Act)」からなるPDCAサイクルに基づく環境経営
 164 システムを適切に構築していること

¹⁾ 詳細は、第6章を参照してください。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

- 165 2. 構築された環境経営システムを適切に運用し、維持していること
 166 3. 環境負荷（二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・水使用量等）を把握し、必要
 167 環境への取組（二酸化炭素・廃棄物の排出量の削減、水使用量の削減、自
 168 らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組等）を適切に実施
 169 していること
 170 4. 代表者による全体の評価と見直し・指示が行われていること
 171 5. 環境経営レポートを定期的に作成し、公表していること
 172 6. 環境等データを審査員に提供していること
 173 7. 環境への負荷及び取組状況の自己チェックの内容、環境経営方針、環境経営
 174 目標、環境経営計画の内容及び環境経営レポートの内容が整合していること
 175

176 また、事業者の認証取得をサポートする様々な支援活動が実施されています。
 177 詳細は、中央事務局のウェブサイトを参照してください。

178 7. 2 認証・登録の手順

179 エコアクション21の認証・登録審査を受けるためには、本章第5.2項の認
 180 証・登録の基本的要件に掲げる事項を満たしたうえで、環境経営システムに基づ
 181 く取組を3ヶ月以上実施し、必要な環境関連法規等を遵守していることが必要で
 182 す。主な環境関連法規等は、中央事務局のウェブサイトに掲載されています。

183 認証・登録の手順の概要は以下のとおりです。

- 184 1. 認証・登録を希望する事業者は、審査申込書を環境経営レポートとともに、
 185 最寄りの地域事務局に郵送し、審査の申し込みをします。
- 186 2. 中央事務局は、審査を担当する審査員を選任し、受審事業者に通知します。
- 187 3. 審査員は、中央事務局及び受審事業者より、審査に必要な書類を受領します。
- 188 4. 審査員は、登録審査（書類審査、現地審査）を実施します。
- 189 5. 審査員は、審査の結果を審査結果報告書に取りまとめ、地域事務局に提出し
 190 ます。
- 191 6. 地域事務局の判定委員会は、審査員の報告に基づき、受審事業者の認証・登
 192 録の可否を判定し、中央事務局に報告します。
- 193 7. 中央事務局は、受審事業者の認証・登録の可否を判定委員会の報告に基づき
 194 判断し(必要に応じて中央事務局の判定委員会で審議)、受審事業者に通知し
 195 ます。
- 196 8. 受審事業者は、中央事務局に審査費用・認証・登録料を納付します。
- 197 9. 中央事務局は、受審事業者と認証・登録契約を締結します。
- 198 10. 中央事務局は、受審事業者に認証・登録証を送付するとともに、エコア
 199 クション21ロゴマークの使用を認め、事業者の環境経営レポートを中央事
 200 務局のウェブページで公開します。
- 201 11. 認証・登録は、2年ごとの更新となります。認証・登録事業者は、認証・
 202 登録の1年後に中間審査、中間審査の1年後に更新審査をそれぞれ受審し、
 203 適合と認められた場合は、登録時と同様の手続きを経て、登録の更新を行い

凡例:

- ・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

204 ます。

205 なお、実際の手続き及び詳細は、中央事務局へご確認ください。

206 また、本ガイドラインの策定にあたって、認証・登録制度の運営原則及び中央
207 事務局・地域事務局・審査員等の各主体の役割・要件・権限・責任等をより明確
208 にし、制度全体を見直しました。この見直しにより、事業者にとって制度上のそ
209 れぞれの主体の役割や責任がより明確となりました。

210 エコアクション21の運用の仕組みに関する詳細は、第6章「エコアクション2
211 1 認証・登録制度:運用の仕組み」を参照してください。

212 7.3 エコアクション21の名称等使用

213 エコアクション21中央事務局は、エコアクション21の名称及びロゴマーク
214 を付与できるものとします。なお、エコアクション21認証・登録事業者による
215 エコアクション21の名称及びロゴマークの使用に関しては、中央事務局が別途
216 定めた規程があります。詳細は、中央事務局のウェブサイトを参照してください。

未承認稿

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

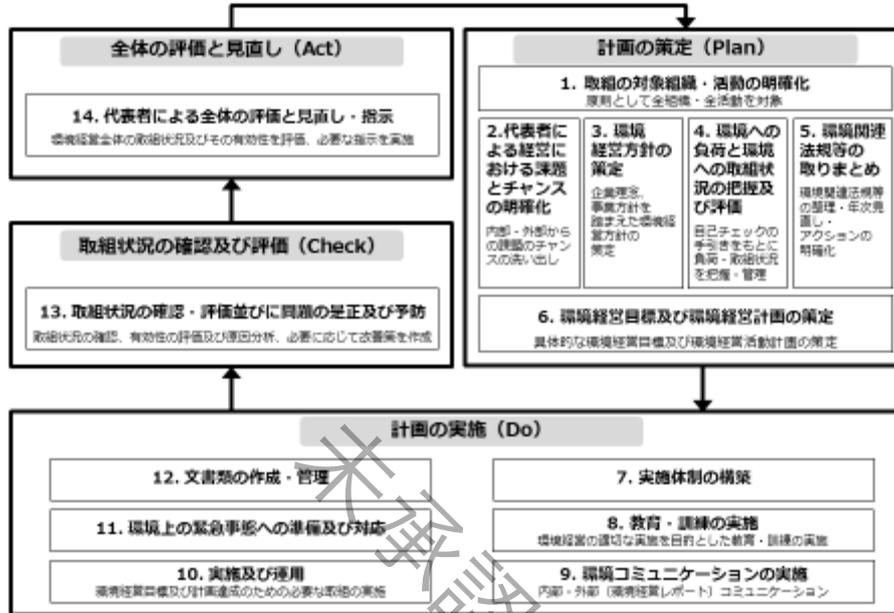
217 第2章 環境経営システム

218 本章は、「環境経営システム」の構築・運用に関する章です。

219 14の要求事項から構成され、本手順を進めることで、いかなる事業者であつても効果的で効率的な環境経営システムを導入し、発展させることが可能です。

221 14の要求事項は、下記PPT-1のとおり、4つの段階に分別されます。

222



223

224 図 PPT-1 : PDCAサイクルとエコアクション2.1における要求事項

225 14の要求事項について本ガイドラインは、「要求事項」及び「解説」の2つを

226 記載しています。シンプルかつ明瞭な内容で、皆さんの理解を促進します。

227 また、「第3章 環境情報を用いたコミュニケーション」には、活動結果・実

228 績に基づき社会との対話、すなわち、環境コミュニケーションの実施に関する要

229 求事項を記載しています。

230 また、主要な語句の解説は、本ガイドライン参考4に掲載されています。

231 さらに、より詳細な解釈や具体的事例といった取り組みの理解に参考となる活動

232 例等のヒントがエコアクション2.1中央事務局のウェブサイトに掲載されていま

233 す。必要に応じて参照してください。

234

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

235 要求事項 1. 取組の対象組織・活動の明確化

236 エコアクション21に取り組むにあたって、事業者は、どの範囲で環境への
237 取組を実施するかを明確にしておく必要があります。事業活動のうち、本来、エコ
238 アクション21に入れておくべき活動を対象範囲から除外した場合は、認証・
239 登録はできません。事業者が適切な対象範囲を設定し、明瞭にその範囲を示すこ
240 とは、認証・登録制度全体の信頼性を高めることから重要です。そこで本要求
241 事項は、エコアクション21の取組範囲の適切に決定することを目的としていま
242 す。

243

要求事項1: 組織は、原則として全組織・全活動（事業活動及び製品・サービス）を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築・運用・維持する。認証・登録にあたっては、対象組織及び活動を明確にする。

244

245 【解説】

- 246 □ 環境問題への対応のあり方を考えたとき、一部の組織や活動だけを対象として、
247 環境への取組を行うことは好ましくありません。そのためエコアクション
248 21に取り組むにあたっては、全組織・全活動及びその全従業員を対象とし、
249 全社的に取り組むことを原則とします。ただし、段階的認証、サイト認証
250 の条件にあてはまる場合は、組織の一部を対象範囲とすることができます。
251 なお、この場合でも環境負荷の大きな活動を除外するなどの行為は、認めら
252 れません。（いわゆる認証のいいとこどり＝カフェテリア認証）。
- 253 □ 対象範囲の設定を考慮する際の優先順位としては、①全組織・全活動の認証、
254 ②段階的認証、③サイト認証の順番になります。まずは全組織・全活動を対
255 象範囲とすることを原則とし、規模が比較的大きく一度に認証することが難
256 しい場合には段階的認証とし、そのいずれもが難しいサイトの場合はサイト
257 認証¹²とします。
- 258 □ 段階的認証、サイト認証の場合においては、限定された対象範囲であることを
259 明確に示すことが必要です。そのためロゴマークは全組織・全活動のものとは異なるものになります。

260

261 □

262

<段階的認証>

- 263 □ 事業所や工場が複数存在する場合等、規模が比較的大きい事業者については、
264 環境負荷が比較的大きいサイトから取組を始め、その後、段階的に対象範囲
265 を拡大していくことが可能です。その場合も、活動に関しては対象とした組
266 織における全ての活動を対象とすること、全組織に段階的に拡大する方針と
267 そのスケジュールを明確にすること、段階的認証であることを環境経営レポ

¹²全組織・全活動に対する認証及び段階的認証が難しく、サイト認証を希望する事業者はエコアクション21中央事務局まで事前にご相談ください。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

268 ートに記載することが必要です。

269 □ 一部の組織から段階的に取組を行う場合、対象組織の本業に関わる活動につ
270 いては、必ず対象範囲に含めることとし、一部の比較的環境負荷が小さい組
271 織やサイトのみを対象範囲としたり、環境負荷の大きな組織を対象範囲から
272 外したりすることがないようにします。

273 □ 段階的認証の期間は、4年とします。登録から4年以内に全組織・全活動を
274 対象にできなかった場合は、サイト認証となります。ロゴマークの変更も必
275 要になります。

276

277 <サイト認証>

278 □ サイトとして独立した敷地にある事業所、ビルのテナントの場合でも独立し
279 た場所など、サイトとして独立していればサイト単位での認証が可能です。

280 □ サイトの全組織・全活動及びその全従業員を対象とします。

281 □ サイトには独立した経営システムがあり、PDCAサイクルを回すことがで
282 きることが必要です。複数の事業者が同一サイト内に存在する場合には、エ
283 コアクション21に基づく環境経営システムとして、当該事業者が独立した
284 マネジメントを構築、運用、維持する必要があります。

285

286

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

287 要求事項 2. 代表者による経営における課題とチャンスの明確化

288 経営と環境への取組の方向性を一致させ環境経営を実現させるには、代表者は、
289 経営上の課題とチャンスを精査して把握し、それらを環境への取組に反映させる
290 ことが必要です。このため、代表者の考える経営の課題とチャンスを明確にし、
291 同時に、その認識を社員と共有した上で、環境経営方針 (要求事項3) 及び環境
292 経営目標 (要求事項6) に反映させることを目的とします。

293

要求事項2：代表者は、経営における課題とチャンスを整理し、明確にする。
整理と明確化にあたっては、以下の事項を考慮する。

- ・ 事業内容
- ・ 事業をとりまく状況
- ・ 事業と環境との関わり

294

295 【解説】

296 □ 代表者は、以下の事項を考慮し、経営の課題とチャンスを整理し明確にし
297 す。課題には組織の外部からのもの、内部にあるもの、チャンスには課題を
298 克服することにより生じる新たな事業発展の機会等があります。

- 299 ・ 事業内容：事業活動内容、顧客に提供する製品・サービスの内容等
- 300 ・ 事業を取りまく状況：経済状況、社会的状況、技術状況、政策状況、利
301 害関係者の要請（例：取引先の要求）等
- 302 ・ 事業と環境との関わり：環境への貢献（例：製品・サービスを通じて社
303 会的な環境負荷を低減すること、環境に配慮した製品・サービスの開発・
304 提供）、環境への負荷（例：事業活動や自社の製品・サービスによる二
305 酸化炭素排出による負荷）等

306 ~~・ チャンスの見つけ方のヒントは、参考を参照して下さい。~~

307 □ 経営の課題とチャンスを整理し、それぞれの項目と環境との関連性を可能な
308 限り幅広く考えます。課題とチャンスは、事業内容、事業をとりまく状況、
309 事業と環境との関わりによって変化するため、定期的にまたは随時見直しま
310 す。

311 □ 明確にした経営における課題とチャンスのうち、比較的中長期のものは環境
312 経営方針 (要求事項3) に、短期のものは環境経営目標 (要求事項6) に、
313 それぞれ可能な範囲で反映させます。

314

計
画
の
策
定
(P)

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

315

316 要求事項 3. 環境経営方針の策定

317 環境経営方針は、事業者が自主的かつ積極的に環境経営に取り組み、環境負荷
318 の継続的な削減に取り組んでいくことについての社会への誓約（約束）であると
319 ともに、事業者の環境への取組の基本方針を示すものです。そこで本要求事項は、
320 「代表者による経営における課題とチャンスの明確化（要求事項2）」や他の要
321 素を踏まえつつ、経営方針策定を行います。

322 また本要求事項では、代表者の関与、全従業員への周知も求めています。これ
323 は全関係者間が共有することで、組織が一丸となることも目的とします。

324

要求事項3：代表者は、環境経営に関する方針（環境経営方針）を定め、誓約する。

環境経営方針は、次の内容を満たすものとする。

- 1) 企業理念及び事業活動と整合させる
- 2) 経営における課題とチャンスを踏まえる
- 3) 環境への取組の重点分野を明確にする
- 4) 環境経営の継続的改善を誓約する
- 5) 適用される環境関連法規等の遵守を誓約する

環境経営方針には、制定日（または改定日）及び代表者名を記載する。

環境経営方針は、全従業員に周知する。

計画
の
策定
(P)

325

326 【解説】

327 □ 代表者は、自らの言葉で、事業の特徴に適合した環境経営方針を定め、方針
328 に基づく活動の実行を誓約します。また、環境経営方針は、環境経営レポー
329 ト（第3章）により公表します。当該活動を実施することで、社会からの自
330 社の信頼性を高めることができます。

331 □ 環境経営方針は以下の内容を満たしていることが必要です。

- 332 1) 企業理念、事業活動に見合ったものとする
 - 333 ・ 企業理念：設立目的、社是、社訓、創業者の言葉等
 - 334 ・ 事業活動：業種（例：製造業、流通販売業、各種サービス業）、事業
335 の規模、事業に伴う環境への影響等
- 336 2) 要求事項2で明確にした経営における課題とチャンスのうち、中長期的
337 に取り組むべきことを踏まえる
- 338 3) 環境への取組の重点分野を明確にする。：自らの事業活動を踏まえ環境
339 への取組における重点分野を明確にする
- 340 4) 環境経営の継続的改善を誓約する：環境経営の継続的改善を記載し、環
341 境経営のステップアップを実践することを明示する
- 342 5) 適用される環境関連法規等の遵守を誓約する：環境関連法規等の遵守を
343 記載し、組織の遵法性の維持を明示する。また、要求事項5で遵守すべ

凡例:
・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

- 344 き環境関連法令等の一覧表を整理し、要求事項 12 に基づき文書類（を
345 作成する。
- 346 □ 全従業員への周知は、従業員がその内容を具体的に理解し、取り組むことが
347 できるよう、掲示や会議、朝礼等を活用して行います。
- 348 □ 環境経営の考え方は、第 1 章に記載されていますので参照してください。
- 349
350

未承認稿

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

351

352 **要求事項 4. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価**

353 環境経営方針（要求事項3）を、環境経営目標及び環境経営計画の策定（要求
 354 事項6）へ結び付けるためには、そのもととなる環境負荷及びその原因となる活
 355 動の現状を正確に把握することが不可欠です。

356 そこで本要求事項は、環境への負荷と環境への取組状況を把握し、適切な環境経
 357 営目標及び環境経営計画の策定及び維持管理手順、緊急事態の対応手順の確立・
 358 実施等を行うことを目的とします。

359

要求事項4：対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェックの手引き」等をもとに把握し、環境に大きな影響を与えている環境負荷及びその原因となる活動を特定する。

1) 環境負荷のうち以下の項目は、把握する。

- ・ 二酸化炭素排出量
- ・ 廃棄物排出量
- ・ **水使用量**
- ・ 化学物質使用量

2) 初回登録時には、事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェック（第5章）」等をもとに把握する。

計画
の
策定
(P)

360

361 **【解説】**362 **<環境への負荷の自己チェック（第4章）>**

363 □ 第4章の「環境への負荷の自己チェック表」等を用いて、事業活動に伴
 364 う環境負荷を把握します。その結果を踏まえて、自らの事業活動で環境に
 365 大きな影響を及ぼす原因となる活動、施設、設備、物質等を特定します。
 366 「環境への負荷の自己チェック表」は負荷を把握するためのツールであり、
 367 他の環境負荷項目を追加することや、別の方法、様式で把握することもで
 368 きます。また、把握したい環境負荷を追加することもできます。ただし、
 369 以下の項目は、必ず把握します。

- 370 ・ 二酸化炭素排出量：具体的には各種エネルギー使用量を把握します。
 371 温暖化対策が特に重要な課題となっていますので、月単位での把握が
 372 必要となります。
- 373 ・ 廃棄物排出量：循環型社会（資源循環）の形成による排出量の削減が
 374 重要となっていることを踏まえて要求するものです。
- 375 ・ 水使用量：水資源（枯渇リスク）が重要となっていることを踏まえて
 376 要求するものです。ただし、量の把握が困難な場合等はこの限りでは
 377 ありません。
- 378 ・ 化学物質使用量：化学物資の取扱いに起因する様々なリスクを低下す
 379 るため、化学物質を取扱う事業者に対して化学物質の使用量の把握・

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

380 管理を要求するものです。使用量が極めて少ない、または、自らの判
 381 断では削減することができない場合等は、化学物質の種類（化学物質
 382 名）を把握します。

383 □ 把握する化学物質は、原則として、「特定化学物質の環境への排出量の把握
 384 等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」の PRTR 制度対象物質と
 385 します。把握方法等の詳細については、第 4 章の「環境への負荷の自己チェ
 386 ック表」内「化学物質使用量」に記載してあります。

387

388 <環境への取組の自己チェック（第 5 章）>

389 □ エコアクション 2.1 の認証登録を初めて行う事業者は、本チェック表を用い
 390 て現状を把握します。これにより、対象範囲全体の活動を俯瞰できるほか、
 391 環境取組の漏れや重複を発見・未然に防ぎ、より効果的かつ効率的な環境取
 392 組みを支援します。

393 □ また、今後どのような取組を行うかを検討し、その結果を、環境経営目標や
 394 環境経営計画の内容に反映させます。

395 □ 2 年目以降については、初年度の把握結果をもとに、本チェック表を参考に、
 396 事業者の実状に合わせて随時変更し、発展させていくことも可能です。

397 □ 本要求事項に関する文書類（紙または電子媒体）を作成し、適切に管理しま
 398 す。詳細は要求事項 1.2（文書類の作成・管理）を参照してください。

399

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

400 要求事項 5 環境関連法規等の取りまとめ

401 環境経営に求められる重要な要請の一つとして、環境関連法規等の遵守(コン
402 プライアンス)があります。

403 そこで本要求事項は、環境関連法規等及び遵守のための組織の取組について正
404 しく整理して一覧表に取りまとめることで、環境経営目標及び環境経営計画の策
405 定(要求事項6)へ適切に反映することを目的とします。

406

要求事項5: 事業を行うにあたって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連の要求等、及び遵守のための組織の取組を整理し、一覧表等に取りまとめる。環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。

407

408 【解説】

409 □ 「環境関連法規」には国や府省が定めた法令、地方公共団体等が定めた条例
410 があり、「その他の環境関連の要求事項」には、地域の協定、顧客(納入先・
411 取引先)からの要請、業界団体の取り決め等があります。

412 □ 組織が遵守すべき環境関連法規等を整理し一覧表等にします。一覧表等の内
413 容は「組織が遵守をするために必要な程度」であることが必要です。例えば
414 環境関連法規等の適用が多く、適用内容も複雑で、関係者も多い場合は、よ
415 り具体的な記述が必要になります。逆の場合、簡素な一覧表でも組織の遵守
416 は可能な場合があります。また、組織が遵守のため実際に取組むべき内容(届
417 出、測定、記録等)の記載が必要です。

418 □ 環境関連法規等をまとめた一覧表等は、常に最新のものとする必要があります。
419 定期的または随時、環境関連法規等の改正情報を入手し、さらに組織の
420 活動、製品・サービスの変化により、一覧表等の内容を見直すことが求めら
421 れます。

422 □ 本要求事項に関する文書類(紙または電子媒体)を作成し、適切に管理しま
423 す。詳細は要求事項12(文書類の作成・管理)を参照してください。

424

計画
の
策定
(P)

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

425 要求事項 6 環境経営目標及び環境経営計画の策定

426 環境経営を効果的・効率的に実践するためには、当面の目標と達成にむけた計
 427 画（手段、日程、責任者）を策定することが有効です。

428 そこで本要求事項は、具体的な目標と計画の策定を要求し、エコアクション2
 429 1のPDCAサイクルの実効性を担保することを目的とします。

430

要求事項 6：要求事項 2～5（経営における課題とチャンスの明確化、環境経営方針の策定、環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価、環境関連法規等のとりまとめ）を踏まえて、具体的な環境経営目標及び環境経営計画を策定する。環境経営目標は、可能な限り数値化し、以下の事項に関する目標を設定する。

- ・ 二酸化炭素排出量の削減
- ・ 廃棄物排出量の削減
- ・ 水使用量の削減
- ・ 化学物質量の管理
- ・ 自らが生産・販売・提供する製品及びサービスの改善

環境経営計画には、環境経営目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定める。また、環境経営目標及び環境経営計画は要求事項 2～5の大きな変更時に見直しをする。環境経営目標と環境経営計画は、関係する従業員に周知する。

計画
の
策定
(P)

431

432 【解説】

433 <環境経営目標の策定>

434 □ 環境経営目標は、単年度の短期目標と連動させ、3～5年程度を目処とした
 435 中期の目標を策定します。環境経営目標は、可能な限り数値化しますが、数
 436 値化できない場合でも可能な限り目標の達成状況の目安となる指標等を策定
 437 します。

438 □ 環境経営目標、環境経営計画は、以下を踏まえて作成します。

- ・ 経営における課題とチャンスのうち短期的に取組が必要なもの
- ・ 環境経営方針で環境経営目標の枠組みとしたもの
- ・ 環境への負荷としての実績から目標とすることが適切なもの、環境への取組み状況を踏まえて作成します

443 □ 環境経営目標はとして設定すべきと考えられるものの例として、総量目標だ
 444 けでなく、効率性の観点から、以下のような項目で目標を設定することも考
 445 えられます。⇒絶対量で設定する場合以外に、効率（分母の例は、生産量、
 446 売上高、など）を目標とする場合が多いと思われれます。

447

448

449

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

No.	活動例	手段	活動によるメリット
1	<u>二酸化炭素排出量削減</u>	生産効率化、業務効率化、省エネルギー活動等	<u>エネルギー使用効率の改善</u>
2	<u>廃棄物排出量削減</u>	歩留向上、不良品削減、3R活動等	<u>資源使用効率の改善</u>
3	<u>水使用量削減</u>	工程改善、節水活動等	<u>水使用効率の改善</u>
4	<u>使用化学物質量の管理</u>	薬品使用量の効率化等	<u>薬品使用量の削減</u>
5	<u>自らが生産・販売・提供する製品の環境性能の向上(例:省エネ製品)</u>	環境改善に資する製品・サービスの開発・販売・導入	<u>攻めの環境経営</u>
6	<u>環境関連法規等の遵守</u>	遵守件数、違反件数の管理	<u>コンプライアンスの徹底</u>

450

451

452 □ 環境経営目標は、実施可能な範囲で適切に設定することが重要です。達成(必
 453 達)に固執し、過度に低い目標を設定することは適切ではありません。また、
 454 実施不可能な過度に高い目標を設定することも適切ではありません。

455 □ 状況によっては、技術的、経済的に削減が難しい場合もあります。また、賃
 456 貸オフィス等で使用量の把握ができない場合もあります。そのような場合は、
 457 定量的な環境経営目標の策定は行わず、定性的な目標を策定するか、あるいは
 458 目標を定めず環境配慮の取組を決め定期的に確認する等、維持活動(点検・
 459 確認)を行います。

460

461 <環境経営計画の策定>

462 □ 環境経営計画は、環境経営目標を達成するためのアクションプランであり、
 463 具体的な取組の内容(達成手段)、日程(スケジュール)及びそれぞれの計
 464 画の責任者と担当者を決めます。

465

466 <その他>

467 □ 環境経営目標と環境経営計画は、毎年度評価するとともに、要求事項 2~5
 468 (経営における課題とチャンス、環境経営方針、環境関連法規等、環境への
 469 負荷と環境への取組状況)に大きな変化があった場合、必要に応じて改定し
 470 ます

471 □ 環境経営目標と環境経営計画は、要求事項 8 (教育・訓練の実施)に基づき
 472 教育・訓練、コミュニケーションにより関係する従業員に周知します。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

473 □ 本要求事項に関する文書類（紙または電子媒体）を作成し、適切に管理しま
474 す。詳細は要求事項 1 2（文書類の作成・管理）を参照してください。

476 **要求事項 7 実施体制の構築**

477 環境経営は、対象組織全体で取り組むことが重要です。そのためには、代表者
478 が関与しつつ、必要十分な実施体制を構築することが必要です。

479 そこで本要求事項は、代表者の適切な関与のもと実施体制の構築を求めることで、
480 エコアクション 2 1 環境経営システムの運用を組織的（例：役割、責任、権限の
481 明確化）かつ持続可能なもの（例：経営資源の準備）とすることを目的とします。

482

要求事項 7：代表者は以下の事項を実施する。

- 1) エコアクション 2 1 を構築、運用、維持し、環境経営を実践するために効果的な実施体制を構築する。
- 2) 実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する。
- 3) エコアクション 2 1 を運用し、維持するための経営資源を用意する。

計画の
実施
(Do)

483

484 【解説】

- 485 □ 効果的にエコアクション 2 1 を運用、維持し、環境への取組を実施するため
486 には、組織の代表者をトップとする全員参加の実施体制を整備します。
- 487 □ 代表者や各部門の責任者、各部門の実行責任者または担当者等がエコアクシ
488 ョン 2 1 環境経営システムにおいて、何をするのか役割、責任及び権限を定
489 めます。
- 490 □ 組織の一人ひとりが、エコアクション 2 1 の実施体制及び自らの役割を理解
491 します。
- 492 □ 代表者はエコアクション 2 1 の運用のために、必要となる経営資源（人（時
493 間、技能、知識）、もの（設備、インフラ）、資金（設備投資、教育投資）、
494 情報（顧客ニーズ、技術情報）等）を用意します。
- 495 □ 本要求事項に関する文書類（紙または電子媒体）を作成し、適切に管理しま
496 す。詳細は要求事項 1 2（文書類の作成・管理）を参照してください。

497

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

498 要求事項 8 教育・訓練の実施

499 効果的な環境経営システムの運用には、全従業員がエコアクション21の取組
500 を適切に理解し、実践することが必要です。

501 そこで本要求事項は、全従業員を対象とした教育・訓練の実施を要求し、全員
502 参加型の取組を確実なものとしします。また、従業員の環境に関する知識向上や取
503 組のモチベーションを高めることも目的としします。

504

要求事項 8 : エコアクション 2 1 の取組を適切に実行するため、以下の教育・訓練を実施する。

1) 全従業員を対象とした教育・訓練

2) 環境に関する特定の業務がある場合、その業務に関わる従業員を対象とした教育・訓練

505

506 【解説】

507 <全従業員への教育・訓練>

508 □ 全従業員を対象に以下を目的とした教育・訓練を実施します。

- 509 ・ 全従業員は、環境への取組を適切に実施するために、組織の環境経営方針を理解するとともに、組織が計画した環境経営目標や環境経営計画等
510 における自らの役割、役職で実施しなければならない取組について、十分
511 に認識します。

512

513 <特定の業務の従事者への教育・訓練>

514 □ 特定の業務に従事する者とは、組織に適用される環境法規等に関わる業務や、
515 事業活動の中で特に環境に大きな影響を及ぼす活動、想定される緊急事態に
516 対応する役割がある者等のことです。特定の業務を行うために必要な資格や
517 能力を確実に身につけることが求められます。

518 □ 特定の業務に従事する者を対象に以下を目的とした教育・訓練を実施します。

- 519 ・ 特定の業務に従事する者については、環境法規等が定める必要な資格等
520 を有すると共に、実際の現場等において適切な訓練を行う必要があります。
521 そのため一律に教育・訓練を行うのではなく、それぞれの業務や
522 役割等に応じた教育・訓練を適切に実施します。
- 523 ・ 従業員以外でも、特定の業務に従事する者は、必要な資格や能力を持つ
524 ていることが必要です。組織は、特定の業務に従事する者が資格及び対応
525 能力を有しているかを確認します。

526

527

計画の
実施
(Do)

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

529 要求事項 9 環境コミュニケーションの実施

530 エコアクション21の取組を段階的に発展するために、組織内外の関係者と情報
531 を共有し、双方向のコミュニケーションを図ることが重要です。

532 具体的には、内部のコミュニケーションでは、全従業員及び社内の関係者にエコ
533 アクション21の取組内容、今後環境経営を推進するにあたって有益な情報を伝
534 達し、理解を高めます。

535 外部のコミュニケーションでは、環境経営レポートに基づく情報公開によりエコ
536 アクション21を適切に運用していることを内外に示し社外の関係者との対話を
537 促進します。また、環境に関する苦情や要望等には適切に対応します。

538 そこで本要求事項は、組織内外の関係者とのコミュニケーションに関する取組
539 を求め、関係者間との相互理解や協働が一層促進することを目的とします。

540

541

要求事項9 : エコアクション21の取組を適切に実行するため、以下のコミュニケーション活動を実施する。

1)組織内において、エコアクション21に関する内部コミュニケーションを行う。

2)外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応と再発防止を行う。

3)本ガイドライン第3章に掲げる環境経営レポートを年次で作成し、公表する。

計画の
実施
(Do)

542

543 【解説】

544 □ 内部コミュニケーションは、エコアクション21に効果的に取り組むための
545 重要な手段です。職場会議や掲示板等を通じて、環境経営目標及び環境経営
546 計画の進捗状況等を共有するだけでなく、従業員からの意見や提案を募集す
547 る等、双方向が交流できるよう配慮することが重要です。

548 □ 組織外コミュニケーションのうち、外部からの環境に関する苦情や要望は、
549 今後の改善ための気づきを得られる情報として重要です。外部からの環境に
550 関する苦情や要望を受け付ける窓口（担当者）を設け、これに誠実に対応し
551 ます。環境に関する苦情や要望の受付内容（いつ、誰から、どのような内容、
552 対応者等）、対応した結果（対応部署、対応策、結果等）については、記録
553 しておきます。また、対応の結果によっては、同様の苦情が起きないように、
554 再発防止策を講じます。

555 □ 組織内外へのコミュニケーション・ツールとして、エコアクション21では
556 「環境経営レポート」作成と公表を要求しています（第3章）。

557

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

558 **要求事項 10 実施及び運用**

559 本要求事項は、環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画、環境関連法規等
 560 の遵守のための取組を定め、環境経営計画、環境関連法規等の遵守のための取組
 561 を確実に実施することを目的とします。また、必要に応じて手順書を作成します。
 562

要求事項 10: 環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画の達成並びに環境関連法規等の遵守に必要な取組を実施する。また、環境経営方針、環境経営目標を達成するため、実施にあたっての手順を定め、必要に応じて文書化し、運用する。

563

564 **【解説】**

- 565 □ 環境負荷の把握で特定され、取組の対象とすべき環境負荷及び活動は、環境
 566 経営目標として改善活動を行う場合、環境経営目標とはせずに環境配慮の取
 567 組を決め維持活動を行う場合があります。このどちらにおいても取組を確実に
 568 実施します (図●)。
- 569 □ 環境経営目標は達成すべきものですが、必達と誤解して過度な実務負担を強
 570 いるものではありません。
- 571 □ 実施及び運用は長期間に渡るものです。従って過度に硬直化させず、状況変
 572 化に応じて柔軟に見直すことも検討してください。実施にあたっては手順を
 573 定め、必要な場合は手順書等を作成し運用します。

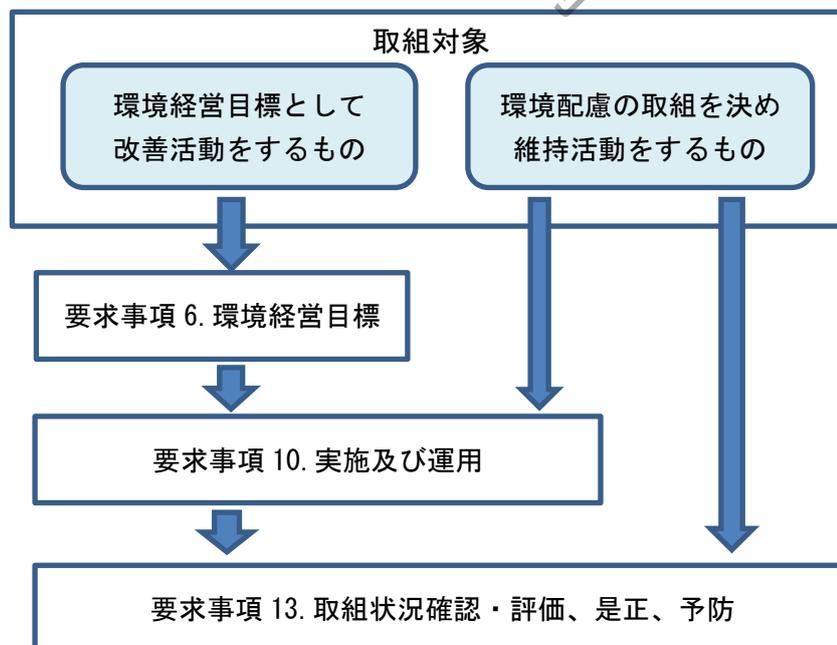
574

575 **図●取組対象の展開**

576

577

578



計画の
実施
(Do)

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

579 **要求事項 11 環境上の緊急事態への準備及び対応**

580 事故や天災等を原因とする環境に重大な影響を最小限に留めるために対応策を
 581 定め、準備することは、環境負荷の軽減のみならず、対応手段の有効性を高め事
 582 業の継続性を担保するうえでも重要です。

583 そこで本要求事項は、環境上の緊急事態に関する取組を要求し、環境に関する
 584 危機管理能力の向上を図ることを目的とします。

要求事項 11: 環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、可能な範囲で定期的に試行するとともに訓練を実施する。事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。

586

587 **【解説】**

- 588 事故や天災等により、油の流出、化学物質の流出等の環境上の緊急事態が発生する可能性があります。自らの事業活動において、環境に重大な影響を及ぼすどのような事故及び緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、汚染等が最小限の範囲で済むよう、予め緊急事態への対応策を定め、準備します。
- 592 対応策の手順がスムーズに行えるか、課題はないかを確認するために、可能な範囲で定期的な試行を行うとともに、その対応策を社員に定着させるため訓練を行います。試行と訓練の目的は別になりますが、同時に行うことで問題ありません。
- 596 緊急事態の発生後や試行実施後、対応策が効果的であったかどうかを検証し、必要に応じて対応策を改訂します。
- 598 本要求事項に関する文書類（紙または電子媒体）を作成し、適切に管理します。詳細は要求事項 12（文書類の作成・管理）を参照してください。

599

601

602

計画の
実施
(Do)

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

603 要求事項 12 文書類の作成・管理

604 エコアクション21の取組を持続可能なものとするためには、取組記録が情報
 605 として残っていることが重要です。

606 そこで本要求事項は、必要な文書類を特定し、それらの適切な管理を求めるこ
 607 とで、環境に関する情報管理体制の構築を目的とします。

608

要求事項 12 : エコアクション21の取組を実施するために下記の文書類、及び組織が必要な文書類（紙または電子媒体）を作成し、適切に管理する。

- ・ 環境経営方針
- ・ 環境への負荷の自己チェック等の結果
- ・ 環境への取組の自己チェックの結果
- ・ 環境関連法規等の取りまとめ
- ・ 環境経営目標・環境経営計画
- ・ 実施体制（組織図に役割等を記したものでも可）
- ・ 外部からの苦情等の受付け結果
- ・ 環境経営レポート
- ・ 取組の際に作成が必要と判断した手順書
- ・ 事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策
- ・ 環境上の緊急事態の試行及び訓練の結果
- ・ 環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況、その評価結果
- ・ 問題点の是正処置及び予防処置の結果
- ・ 環境関連法規等の遵守状況のチェック結果
- ・ 代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果

計画の
実施
(Do)

609

610 **【解説】**

611 エコアクション21に必要な文書類以外に、適宜組織が定めたエコアクシ
 612 ョン21の運用に必要な文書類を定めます。

613 文書類は、自らの環境経営を実践するうえで、必要かつ十分なものとし、文
 614 書類の作成が取組を停滞させる要因とならないよう、十分に留意します。文
 615 書類は必要以上に作成する必要はなく、内容を複雑にする必要もありません。
 616 既存の資料の活用や転用も十分考えられます。

618

619

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

620 **要求事項13 取組状況の確認・評価、並びに問題の是正及び予防**

621 環境経営システムを発展させるためには、取組状況を定期的に点検することが
622 重要です。

623 そこで本要求事項は、取組状況の確認・評価を要求し、問題点がある場合は是
624 正及び予防を要求することで、環境経営システムの有効性の向上を図ることを目
625 的とします。

626

要求事項13：取組状況の確認・評価を、以下の項目を適切な頻度で実施する。

- ・ 環境経営目標の達成状況
- ・ 環境経営計画の実施状況
- ・ 環境関連法規等の遵守状況
- ・ 重要度の高い環境負荷及び活動状況評価の結果

問題がある場合は是正処置を行い問題が予想される場合は、必要に応じて予防処置を実施する。

規模が比較的大きな組織の場合は、内部監査を実施する。

取組
状況の
確認及
び評価
(Check)

627

628 【解説】

629 <取組状況の確認・評価>

- 630 □ 取組み状況を確認・評価するため、以下の状況を適切な頻度で確認（監視・
631 測定）及び評価し、是正処置、予防処置が必要かどうかの判断をします。
- 632 ・ 環境経営目標の達成状況：年度の環境経営目標達成のためには、自らが設
633 定した段階（月次、四半期、半期等）における達成度を判断するための目
634 安（指標）を設定し、各段階での進捗を確認します。
 - 635 ・ 環境経営計画の実施状況：環境経営計画の取組が、定められた責任・役割
636 のもと、スケジュールどおりに実施されているかを確認します。
 - 637 ・ 環境関連法規等の遵守：日常的な環境関連法規等の遵守（届出の実施、測
638 定の実施、規準値の遵守等）状況を確認します。
 - 639 ・ 対象とすべき環境負荷及び活動状況：環境経営目標を策定しなかった環境
640 活動、環境負荷及び関連する活動状況のうち、自社にとって重要度が高い
641 と考えられる場合は、取組が適切に実施されているか確認します。

642

643 <問題の是正及び予防>

- 644 □ 確認及び評価の結果、問題がある場合は、問題の原因を調査・分析し、その
645 原因を取り除き問題の再発を防止するための是正処置（対応策）を実施しま
646 す。また、ある部門で発生した問題の状況等を、関連する他の部門にも伝え、
647 同種の問題が発生しないようにすること（対応策の水平展開）も是正処置に
648 含まれます。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

- 649 □ 現状では問題がないが将来的に問題が起きると予測される場合は、問題の発生を未然に防止するための予防処置を実施します。
- 650
- 651 □ 是正処置、予防処置には問題が起きた原因（起きることが想定される原因）
- 652 を適切に究明することが重要です。是正処置、予防処置は、対応した結果が
- 653 継続的に効果を発揮しているかの有効性について確認を行います。
- 654 □ 本要求事項に関する文書類（紙または電子媒体）を作成し、適切に管理します。詳細は要求事項 1 2（文書類の作成・管理）を参照してください。
- 655
- 656
- 657

658 <（規模が比較的大きな組織における）内部監査>

659

- 660 □ 規模が比較的大きな組織（概ね 100 人以上）では、年に 1 回以上内部監査の実施が必要です。内部監査では、以下の項目を主に確認します。
- 661
- 662 ・ 環境経営システムがガイドラインで規定する要求事項及び組織が定めた
- 663 ルールに適合しているか、
- 664 ・ 環境経営目標が達成されているか（あるいは達成できるか）、
- 665 ・ 環境経営計画が適切に実施され、環境への取組及びシステムが継続的に
- 666 改善されているか
- 667 上記を中立的立場から監査の上評価し、その結果を代表者及び環境管理責任者に報告します。監査で問題が発見された場合は、是正処置、予防処置を行い、
- 668 記録を残します。
- 669
- 670
- 671
- 672
- 673

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

674 要求事項14 代表者による全体の評価と見直し・指示

675 環境経営システムを発展させるためには、代表者が最終的に総括すると同時に、
 676 次年度以降の方向性を示すことが重要です。

677 そこで本要求事項は、取組の総括と必要な指示を代表者に求め、エコアクション
 678 21の取組みをより発展させることを目的とします。

679

要求事項14: 代表者は、定期的にエコアクション21に基づく環境経営全体の取組状況及びその効果を評価し、全般的な見直しを実施し、以下を含め必要な指示を行う。

- ・ 実施体制の変更
- ・ 環境経営の改善
- ・ 環境経営方針、環境経営目標の変更

680

681 【解説】

682 □ 代表者は、エコアクション21全体の見直しに必要な情報を収集し、環境経営システムが有効に機能しているか、環境への取組は適切に実施されているかを経営的観点から、定期的（少なくとも毎年1回）に環境経営全体の取組状況の効果を評価し見直しを行います。

686 □ 見直しに必要な情報には、環境経営目標の達成状況、環境経営計画の実施及び運用結果、環境関連法規等の遵守状況、外部からの環境に関する苦情や要望等がありますが、これらに限りません。

689 □ 代表者は評価結果に基づき、環境経営で改善すべき点の抽出(例: 良かった点の抽出及びより拡大する方法、自社事業と環境の関わりの見直し、課題とチャンスに取り組んだ成果と対応等)、環境経営方針・環境経営目標の変更、実施体制の変更、取組内容を含め必要な指示を行います。

693 □ 、並びに次年度の環境目標と取組内容

694 □ 本要求事項に関する文書類(紙または電子媒体)を作成し、適切に管理します。詳細は要求事項12(文書類の作成・管理)を参照してください。

696

697

取組
状況の
確認及
び評価
(Act)

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

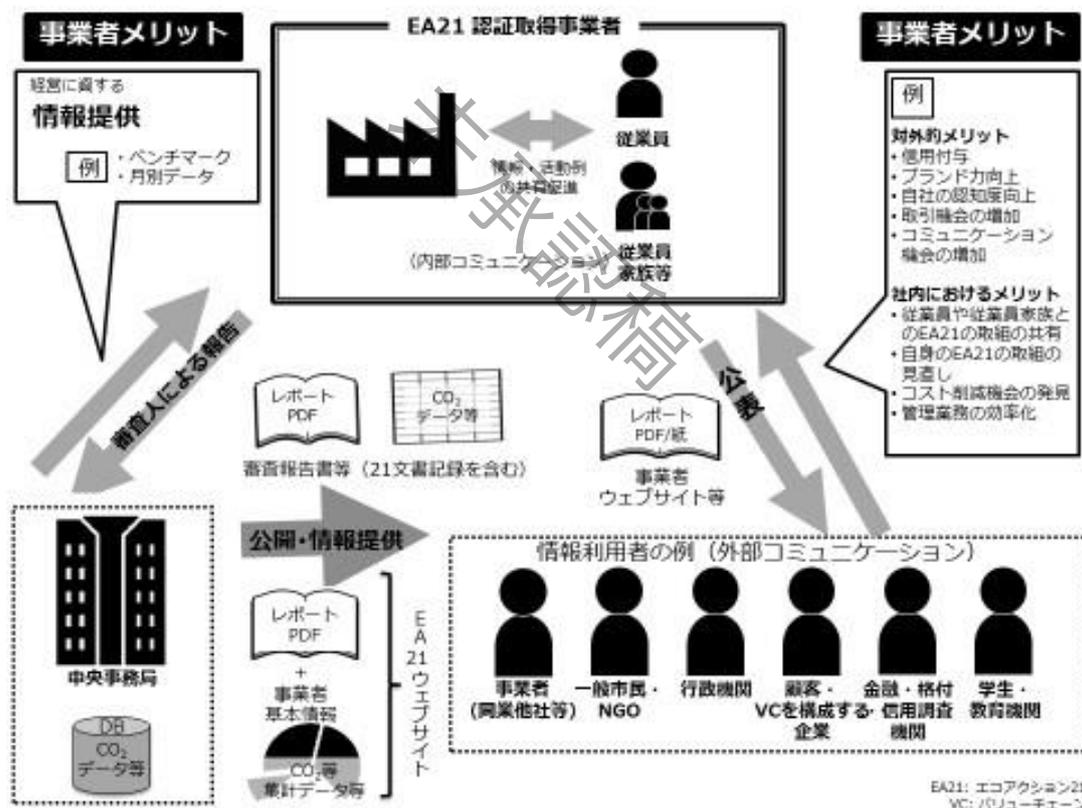
第3章 環境情報を用いたコミュニケーション

本章では、環境情報を用いたコミュニケーションに関する要求事項を定めています。

せっかくの環境取組も、多くの人に伝えなければ“環境に配慮した事業者”という評価を得ることはできません。そこで本章は事業者に対し、「環境経営レポート」の作成、データの準備及びこれらの公表と活用について要求するものです。

また、審査員は事業者の協力の下、二酸化炭素情報の元データとなるエネルギー消費量等の環境等データを入手し、中央事務局へ報告します。中央事務局は当該データを分類・集計・分析し、有用な情報として様々な関係者に提供します。これにより、パリ協定を踏まえ、更なる取組が要求される二酸化炭素排出量の管理・削減に対して、エコアクション21が効果的な取組であることを世の中に広く理解してもらいます。

下記の図は、本章の全体像と事業者のメリットを図示したものです。



図表 PPT-9 環境コミュニケーションとそのメリット

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

718 環境経営レポートの作成及び公表と活用

719 環境経営レポートは、自らの環境取組を様々な人へ語りかけるための対話ツール
720 です。単に環境経営レポートを作成するだけでなく、積極的に公表・活用して、
721 皆さんの環境取組を応援する人々と協働の輪が広がることを目的としています。
722 上記の背景に基づき、事業者は、環境経営レポートの作成（1. 1）及び公表と
723 活用（1. 2）を行います。

724

725 1. 1 環境経営レポートの作成

次の項目を盛り込んだ環境経営レポートを定期的に（原則毎年度）作成する。

■ 計画の策定（PLAN）

- ① 組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等）
- ② 対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日
- ③ 環境経営方針
- ④ 環境経営目標
- ⑤ 環境経営計画

■ 計画の実施（DO）

- ⑥ 環境経営計画に基づき実施した取組内容（実施体制を含む）

■ 取組状況の確認及び評価（CHECK）

- ⑦ 環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価（実績には二酸化炭素総排出量を含む）
- ⑧ 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟等の有無

■ 全体の評価と見直し（ACT）

- ⑨ 代表者による全体の評価と見直し・指示、並びに次年度の環境目標と取組内容

726

727 1. 2 環境経営レポートの公表と活用

環境経営レポートを公表する。可能な場合は、インターネットのウェブサイトに掲載する。

728

729 【解説】

- 730 □ 協働したい方をイメージして作成すると、より有用な環境経営レポートとな
731 ります。なお、1. 1 に掲げた 9 つの項目は最低限含める必要がありますが、
732 過度に形式的になる必要はありません。エコアクション 2 1 の取組年数や活
733 動の進展にあわせ、見せ方の工夫や記載内容の充実、独自の項目を記載する
734 といった工夫をぜひ行ってください。
- 735 □ 1. 1 に掲げた 9 つの要素が含まれている限り、その順番は問いません。さ
736 らに、環境経営レポートは単独のレポートとして作成するほか、会社案内等
737 の媒体と一体化して作成することも可能です。この場合「エコアクション 2
738 1 環境経営レポートが含まれている」旨を表紙に明記してください。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

739 □ 中央事務局のウェブサイトでは、全国の事業者の環境経営レポートを業種別・
 740 地域別・規模別等、容易に閲覧することが可能です。また、中央事務局のウ
 741 ェブサイトには、作成支援マニュアルや活用事例集例といった支援ツールも
 742 豊富に掲載しています。

743

744 2. エネルギー消費量等の環境データの報告及び活用

745 2. 1 エネルギー消費量等の環境データの報告

746 エコアクション2 1の取組成果（当面は二酸化炭素情報）を一元的に集計・分類
 747 可能なデータベースを構築するための基礎情報の収集を目的としています。

748

事業者は、原則として月別に把握・管理した各種エネルギー消費量等及び原
 単位の算出に必要なデータを審査員に提供する。審査員は、当該データを中
 央事務局へ毎年度報告する。

749

750 【解説】

751 □ エコアクション2 1の取組には、二酸化炭素削減活動の実効性をP D C A サ
 752 イクルの構築及び運用で担保することが「地球温暖化対策計画」により、政
 753 府から要請されています。同時に、気候変動リスクが現実味を増すなかで二
 754 酸化炭素削減は、産業界、金融界、地方公共団体、地域社会等の大きな関心
 755 事でもあります。

756 □ 上記のニーズの変化に対して、エコアクション2 1の取組成果をデータベ
 757 ース化し、柔軟かつ適切に応えていくことは、戦略的に極めて重要となります。
 758 事業者は、原則として月別に把握・管理された各種エネルギー消費量及び年
 759 次の売上高等を、まとめ審査員へ提供します。月別にデータを把握すること
 760 で、前年度との比較及び自社のエネルギー消費に関する効率性をより詳細に
 761 把握することができます。

762

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

763 2. 2 エネルギー消費量等の環境データの活用

764 中央事務局等が提供する「経営に資する環境データ」により、事業者の
765 環境経営の改善を支援することを目的としています。

766

事業者は、エネルギー消費量等の環境データを自社の環境経営促進に活用する。

767

768 【解説】

- 769 □ 中央事務局等は、2. 1 に掲げたデータベースを利用して「経営に資する環
770 境データ」を事業者へ提供します。このデータには、業種別の比較等による
771 環境負荷やコスト削減等の情報を含み、事業者が環境経営を改善するうえで
772 の重要な手掛かりとなります。また、この情報を活用しつつ、審査員へ今後
773 の環境取組を相談することも有用です。
- 774 □ 中央事務局は、2. 1 に掲げたデータベースを業種別、地域別、規模別等で
775 集計・分類・分析します。これらの情報は、事業者のみならず社会的にも有
776 益です。中央事務局は本制度全体での環境負荷削減の成果を社会へ広く提供
777 していくことが求められます。なお個別のデータは、事業者の許可なく公開
778 しません。

779

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

第4章 環境への負荷の自己チェック

第4章冒頭部分は、エクセルファイル（新第4章_環境への負荷の自己チェック表（案）_20161114）のフォーマット確定後改訂。

2. 別表1 環境への負荷の自己チェック表の使い方等について

(1) チェック表を使用する際の留意事項

- ・ 別表1に示しているチェック表は、環境への負荷の自己チェックが容易になるように、例として示したものです。個々の事業者の状況に応じて、項目、排出係数、単位等について適宜修正することが可能です。重要なことは、年々の負荷量を同じ基準で容易に比較できるようにすることです。
- ・ 電力由来の二酸化炭素の排出係数*については、国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いますが、毎年新たな排出係数を用いるのではなく、原則として、定期間（中長期の日極限定期間等）を設定し、環境年度目標値については、2～5年の平均を整理することにより、前年度比や排出量の推移を把握し、どのように改善されているか等の評価を行って、環境経営計画の策定や環境取組に活かすことが重要です。
- ・ 事業者は、環境負荷の総量を削減することが求められていますが、一方、環境経営の観点から、経済効率性の高い環境への取組も求められています。そのため、事業者の環境への取組結果等を把握・評価する場合は、環境負荷の総量を示す指標だけでなく、経済価値を反映しながらその環境への取組の効率性を表す「環境効率指標*」を把握・管理することが重要になります。代表的な環境効率指標には次のようなものが考えられます。別表1のチェック表には、活動規模を把握する欄を設け、事業活動の規模が変化する場合にも、環境への取組の効果を把握できるようになっています。また指標の設定については、事業の特性に応じて、適切なものを選んでください（全てを計算する必要はありません）。

表: 環境効率指標の例

付加価値 (円)

(この逆数も考えられます)

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

二酸化炭素排出量（トン）

(注) 付加価値の値としては、「売上高－原材料費等（外部からの購入費用）」または「営業利益＋人件費＋減価償却費」等を用いることができます。

$$\frac{\text{生産高 または 売上高（円）}}{\text{二酸化炭素排出量（トン）}} \quad (\text{この逆数も考えられます})$$

$$\frac{\text{生産高 または 売上高（円）}}{\text{総物質投入量あるいは廃棄物最終処分量（トン）}} \quad (\text{この逆数も考えられます})$$

(参考) 環境省「環境報告ガイドライン 2012 年版」

812

813

(2) データの集め方

814

- ・ 必要な情報、データの収集・整理にあたっては、経理関係のデータや行政の統計への回答票等、事業所内にすでにある情報を有効に活用します。

815

816

- ・ データに関する資料については、それぞれの担当部署にバラバラに保管されている、伝票ベースでしか保管されていない等のため、はじめは収集・整理に時間がかかるかもしれません。社内にある環境関連情報を環境の面から整理して、担当者が管理・把握できる仕組みを整備することが望まれます。

817

818

819

820

821

- ・ データは月単位程度の短い周期で把握すると、環境経営目標の設定や確認及び評価、また地方公共団体や取引先への報告の際により有効です。

822

823

- ・ 少なくとも過去3年程度の実績をチェックできるよう適切なデータ管理を行います。

824

825

表: 活用できる社内の情報例

- ・ エネルギー、資源、
- ・ 石油等消費構造統計調査票の写し
- ・ マニフェスト伝票
- ・ 廃棄物処理委託会社への支払伝票
- ・ レンタルコピー機の請求書、支払伝票
- ・ 設備仕様書、使用説明書
- ・ 大気汚染物質排出量総合調査票の写し
- ・ 水質汚濁物質排出量総合調査票の写し
- ・ 計量証明書
- ・ 化学物質保管管理票

凡例:

- ・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

- ・ 化学物質等安全データシート

826

未承認稿

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

827

以下の自己チェックシートは、

828

エクセルファイル（新第4章_環境への負荷の自己チェック表（案）_20161114）を参照ください。

改訂版 環境への負荷の自己チェックシート（案）

白いセル は自動計算（あるいは変更不可）

黄色いセル は事業者が入力するセル

青いセル は事業者が任意で入力するセル

開始年月	2016	年	4	月
------	------	---	---	---

各シートについての概要説明を行う。

829

830

831

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1. 事業の規模

活動規模	単位	年	年	年	年	年	年
生産高	万円						
売上高	万円						
従業員数	人						
床面積	m2						

- 生産高、売上高、従業員数、床面積以外に活動規模の指標がある場合には、任意で追加してください。
- 活動規模の指標は、エネルギー使用量・廃棄物排出量・水使用量等の原単位の把握に役立ちます。
- 生産高、売上高は単位を「百万円」に変更しても構いません。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

2. 二酸化炭素排出量算定のためのエネルギー消費量把握

		単位	2016年4月	2016年5月	2016年6月	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月	合計
電力	電力事業者名A	—													—
	購入電力量A (①)	kWh													0
	購入電力量A金額 (⑤)	円													0
	電力事業者名B	—													—
	購入電力量 (②)	kWh													0
	購入電力B金額 (⑥)	円													0
	発電量 (③)	kWh													0
	売電量 (④)	kWh													0
	売電価格 (⑦)	円													0
	自家発電消費電力量 (③-④)	kWh	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消費電力量合計 (①+②+③-④)	kWh	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	購入電力金額合計 (⑤+⑥)	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電力金額収支 (⑤+⑥-⑦)	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
化石燃料	ガソリン	L													0
	ガソリン金額	円													0
	軽油	L													0
	軽油金額	円													0
	灯油	L													0
	灯油金額	円													0
	A重油	L													0
	A重油金額	円													0
	都市ガス	m3													0
	都市ガス金額	円													0
	プロパンガス	m3													0
	プロパンガス金額	円													0
	液化石油ガス (LPG)	m3													0
	液化石油ガス (LPG) 金額	円													0
	液化天然ガス (LNG)	kg													0
	液化天然ガス (LNG) 金額	円													0
	化石燃料金額合計 (⑧)	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		円													0
		円													0
	その他金額合計 (⑨)	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金額合計 (⑤+⑥+⑧+⑨)	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 消費量の把握が困難な場合には、購入量で把握してください。
- 液化石油ガス (LPG) の消費/購入量をkgで把握している場合については「1kg = 0.458m3 (気体)」として換算してください。
- バイオマス発電等については、必要に応じて別表を作成してください。
- 「エネルギー消費」に含まれる「その他」には、「熱供給 (蒸気)」及び自らが焼却または燃料として使用した廃棄物 (例: 「廃油」及び「廃プラスチック」等) があります。
- 上記に該当しない項目で投入しているエネルギーがある場合には、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省/経済産業省)を参照して、エネルギー量を算出してください。「メタン」「一酸化二窒素」「ハイドロフルオロカーボン類」「パーフルオロカーボン類」「六フッ化硫黄」「三フッ化窒素」については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省/経済産業省)を参照し、各々の事業者にあった項目を集計表に追加してください。参考として、「付7. 6.5ガス」にエネルギー起源の二酸化炭素以外の6.5ガスについての集計表を掲載しております。
- 排出係数については、「2-1. 排出係数」を参照してください。
- 3社以上の異なる電力事業者から電力を購入している事業者は、適宜行を追加してください。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

2-1. 排出係数

	CO2排出係数	単位	出典			
			資料名	年	URL等	
電力	電力事業者名A	0.579	kg-CO2/kWh			
	電力事業者名B	0.579	kg-CO2/kWh			
排出係数	ガソリン	2.32	kg-CO2/L	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016	http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	軽油	2.58	kg-CO2/L	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016	http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	灯油	2.49	kg-CO2/L	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016	http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	A重油	2.71	kg-CO2/L	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016	http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	都市ガス	2.23	kg-CO2/m3	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016	http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	プロパンガス	5.97	kg-CO2/m3	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016	http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	液化石油ガス (LPG)	6.55	kg-CO2/m3	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016	http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	液化天然ガス (LNG)	2.70	kg-CO2/kg	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016	http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
他						

- 購入電力のCO2排出原単位については、電力事業者の公表している「調整後排出係数」を参照し、t-CO2/kWhからkg-CO2/kWhに変換するために、適宜1000倍してください。例えば、0.000579 (t-CO2/kWh) は0.579 (kg-CO2/kWh) になります。
- その他のエネルギー源の排出係数については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省/経済産業省)を参照し、二酸化炭素排出量がkgで把握できるように適宜排出係数を変換してください。
- それぞれの排出係数の出典を明記してください。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

3. 廃棄物排出量及び最終処分量

品名・種類	単位	2016年4月		2016年5月		2016年6月		2016年7月		2016年8月		2016年9月	
		排出量	金額 (円)										
	kg												
	kg												
	kg												
	kg												
特別管理	kg												
	kg												
	kg												
うち再資源化量	kg												
一般廃棄物合計	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	kg												
	kg												
	kg												
	kg												
特別管理	kg												
	kg												
	kg												
うち再資源化量	kg												
産業廃棄物合計	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 廃棄物排出量について、重量以外で把握している事業者の場合には、単位を適宜変更してください。
- 「一般廃棄物」「産業廃棄物」の空欄には、排出される廃棄物の種類を記入してください。

資料 7

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

2016年10月		2016年11月		2016年12月		2017年1月		2017年2月		2017年3月		合計		最終処分量
排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	kg
												0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

4. 水使用量

	単位	2016年4月		2016年5月		2016年6月		2016年7月		2016年8月		2016年9月	
		使用量	金額 (円)										
上水	m3												
工業用水	m3												
地下水	m3												
海水、河川水	m3												
雨水	m3												
	m3												
	m3												
合計	m3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 水質汚濁防止法・下水道法に該当する場合には、付属文書の「総排水量」も把握してください。
- 製品の生産及びサービスの提供において原材料等として投入される水は、「物質使用量」として把握してください。
- サイト内で循環的に利用している水は計上しないでください。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

2016年10月		2016年11月		2016年12月		2017年1月		2017年2月		2017年3月		合計	
使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)
												0	0
												0	0
												0	0
												0	0
												0	0
												0	0
												0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

凡例:

- ・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

5. 化学物質使用名

2016年04月 ~ 2017年03月			
化学物質の種類	保管量	単位	確認日
		kg	

- 把握する化学物質は原則としてPRTR制度対象物質としますが、本表を用いてPRTR制度対象物質以外について把握しても構いません。
- 製造、加工、修理等の工程及び原材料等で化学物質を含む製品を扱う事業者においては、製品に含まれる化学物質の使用量を把握します。原材料以外の主な化学物質を含む製品としては、洗浄剤、インク、グリス、塗料等です。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

A. 環境への負荷の状況 (取りまとめ表)

	単位	他シートからのデータ (a)			比較する期間 (b)			増減 (a-b)		
		2016年04月～2017年03月			年月～年月					
		量	金額 (円)	CO2排出量 (kg-CO2)	量	金額 (円)	CO2排出量 (kg-CO2)	量	金額 (円)	CO2排出量 (kg-CO2)
エネルギー消費	購入電力A	kWh	0	0	0			0	0	0
	購入電力B	kWh	0	0	0			0	0	0
	自家発電消費電力	kWh	0	—	—		—	—	0	—
	ガソリン	L	0	0	0			0	0	0
	軽油	L	0	0	0			0	0	0
	灯油	L	0	0	0			0	0	0
	A重油	L	0	0	0			0	0	0
	都市ガス	m3	0	0	0			0	0	0
	プロパンガス	m3	0	0	0			0	0	0
	液化石油ガス (LPG)	m3	0	0	0			0	0	0
	液化天然ガス (LNG)	kg	0	0	0			0	0	0
			0	0			0	0	0	
			0	0			0	0	0	
合計		—	0	0		0	0	—	0	0
廃棄物	一般廃棄物	kg	0	0	—		—	0	0	—
	産業廃棄物	kg	0	0	—		—	0	0	—
	合計	kg	0	0	—		0	0	0	—
	再資源化	kg	0	0	—		—	0	0	—
最終処分量 (任意)	kg	0	—	—		—	0	—	—	
水使用量	上水	m3	0	0	—		—	0	0	—
	工業用水	m3	0	0	—		—	0	0	—
	地下水	m3	0	0	—		—	0	0	—
	海水、河川水	m3	0	0	—		—	0	0	—
	雨水	m3	0	0	—		—	0	0	—
		m3	0	0	—		—	0	0	—
	合計	m3	0	0	—		0	0	0	—
化学物質使用量		kg	0	—	—		—	0	—	—
		kg	0	—	—		—	0	—	—
		kg	0	—	—		—	0	—	—
		kg	0	—	—		—	0	—	—
		kg	0	—	—		—	0	—	—
		kg	0	—	—		—	0	—	—
		kg	0	—	—		—	0	—	—
		kg	0	—	—		—	0	—	—

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

B. 取りまとめ表 (月別エネルギー起源二酸化炭素排出量)

		単位	2016年4月	2016年5月	2016年6月	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月	合計
エネルギー種別	電力	購入電力A	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		購入電力B	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		電力合計	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	化石燃料	ガソリン	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽油	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		灯油	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		A重油	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		都市ガス	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		プロパンガス	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		液化石油ガス (LPG)	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		液化天然ガス (LNG)	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		化石燃料合計	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他合計	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 上記に該当しない項目で投入しているエネルギーがある場合には、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省/経済産業省)を参照して、エネルギー量を算出してください。「メタン」「一酸化二窒素」「ハイドロフルオロカーボン類」「パーフルオロカーボン類」「六フッ化硫黄」「三フッ化窒素」については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省/経済産業省)を参照し、各々の事業者にあった項目を集計表に追加してください。参考として、「付7. 6.5ガス」にエネルギー起源の二酸化炭素以外の6.5ガスについての集計表を掲載してあります。
- 排出係数については、「2-1. 排出係数」を参照してください。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

付6. 総排水量（年間の排水量が50トンを超える場合）

	単位	2016年4月		2016年5月		2016年6月		2016年7月		2016年8月		2016年9月	
		排水量	金額 (円)										
公 共 用 水 域	河川	m3											
	湖沼	m3											
	海域	m3											
		m3											
	公共用水域 合計	m3											
下水道	m3												
総排水量	m3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

842

○ 再利用、処理等を行っていない雨水の排水は計上しないでください。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

2016年10月		2016年11月		2016年12月		2017年1月		2017年2月		2017年3月		合計	
排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)
												0	0
												0	0
												0	0
												0	0
												0	0
												0	0
												0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

付7. エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量（6.5ガス）

	単位	2016年4月	2016年5月	2016年6月	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月	合計
廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素（CO2）	kg-CO2													
原燃料使用を除く非エネルギー起源二酸化炭素（CO2）	kg-CO2													
メタン（CH4）	kg-CO2													
一酸化二窒素（N2O）	kg-CO2													
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	kg-CO2													
パーフルオロカーボン類（PFCs）	kg-CO2													
六フッ化硫黄（SF6）	kg-CO2													
三フッ化窒素（NF3）	kg-CO2													
合計	kg-CO2													

○ 二酸化炭素換算で記入してください。

未承認稿

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

付8. 資源使用量

2016年04月 ~ 2017年03月				
資源の種類	単位	使用量	金額 (円)	備考 (保管量等)
○資源の種類 ・金属 (鉄、アルミ、銅、鉛等) ・プラスチック (種類ごと) ・ゴム ・ガラス ・木材 ・紙 (用紙も含む) ・農産物 等 ○使用時の状態 ・部品、半製品、製品、商品 ・原材料、補助材料、容器包装材	t			
	t			
	t			
	t			
	t			
	t			
	t			
	t			
	t			
	t			

- PRTR制度対象物質は「5. 化学物質」のシートで把握してください。
- 主要な物質から把握してください。資源使用量は、重量 (単位はt) で把握してください。
- 製品の製造において原材料等として使用される水や石油等は、資源使用量として把握してください。
- 事業者内部で循環的に利用 (再使用、再生利用、熱回収) している物質は対象外となります。
- 資源使用量を把握するのが困難な場合には、総製品生産量または総商品販売量と廃棄物排出量を足し合わせて算出する方法もあります。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

付9. 総製品生産量または販売量

2016年04月 ~ 2017年03月						
製品名等		単位	生産・販売・使用量	金額 (円)	金額÷量 (円/t)	
製品・商品	重量		t			
			t			
			t			
			t			
			t			
		製品・商品重量合計	t	0	0	—
	重量以外					—
						—
						—
						—
						—
容器・包装	重量		t			
			t			
			t			
			t			
			t			
	容器包装使用量合計	t	0	0	—	

○ 金額は販売金額ではなく、生産コストを記入してください。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

付C. 環境への負荷の状況 (取りまとめ表)

		単位	他シートからのデータ (a)		比較する期間 (b)		増減 (a-b)	
			2016年04月 ~ 2017年03月		年 月 ~ 年 月			
			量	金額 (円)	量	金額 (円)	量	金額 (円)
排水量	公共用水域	m3	0	0			0	0
	下水道	m3	0	0			0	0
	合計	m3	0	0	0	0	0	0
6 5 ガス	廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素 (CO2)	kg-CO2	0	—		—	0	—
	原燃料使用を除く非エネルギー起源二酸化炭素 (CO2)	kg-CO2	0	—		—	0	—
	メタン (CH4)	kg-CO2	0	—		—	0	—
	一酸化二窒素 (N2O)	kg-CO2	0	—		—	0	—
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	kg-CO2	0	—		—	0	—
	パーフルオロカーボン類 (PHCs)	kg-CO2	0	—		—	0	—
	六フッ化硫黄 (SF6)	kg-CO2	0	—		—	0	—
	三フッ化窒素 (NF3)	kg-CO2	0	—		—	0	—
	合計	kg-CO2	0	—	0	—	0	—
資源 使用 量		t						
		t						
		t						
		t						
		t						
		t						
		t						
		t						
		t						
	合計	t	0	0	0	0	0	0
製品	製品生産量等	t	0	0			0	0
	容器包装使用量	t	0	0			0	0

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

848 第5章 環境への取組の自己チェック

849 1. 環境への取組の自己チェックの目的

850 環境経営を進めるには、まず5章の「環境への負荷の自己チェック表」等に基
851 づき、自らの事業活動に伴う環境負荷を把握し、環境に大きな影響を与えている
852 活動等を特定します。

853 そして、現在どのような環境への取組を行っているかを把握したうえで、自らの
854 環境負荷を削減するための取組を検討します。取組の検討では、本章にある「環
855 境への取組の自己チェック表」(以下、「チェック表」とします。)等をもとに、現在
856 の環境への取組状況を把握するとともに、リストにある取組の内容を参考に、今
857 後実施していくべき具体的な取組を明らかにします。そして、その取組内容を環
858 境経営目標及び環境経営活動計画の策定に反映させます。

859 以下では、本チェック表の概要及び活用方法について解説します。

860

861 2. 環境への取組の自己チェック表の構成・内容・活用方法

862 2. 1 チェック表の構成

863 環境への取組の自己チェックリストは、以下の4つの項目で構成されています。

864

- 865 1. 事業活動へのインプットに関する項目
- 866 2. 事業活動からのアウトプットに関する項目
- 867 3. 製品及びサービスに関する項目
- 868 4. その他

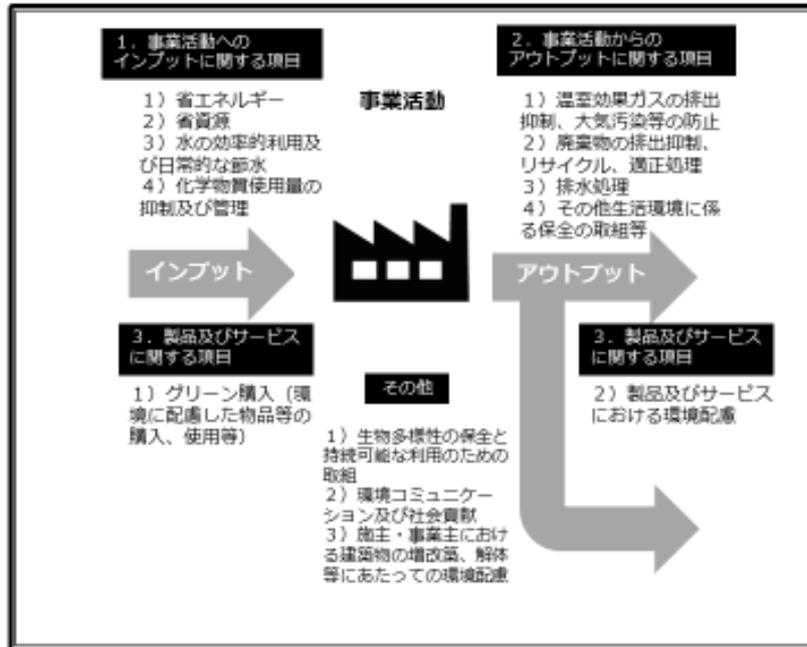
869

870 それぞれの項目は、省エネルギー、省資源等の中項目に分かれており、それぞれ
871 について具体的な取組内容を記載しています。具体的な取組リストの項目を事業
872 活動に基づき整理すると、以下の図表のように表されます。

873

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点



874

875

図 PPT-10：事業活動と環境への取組の自己チェック表の項目

876

877 2. 2 チェック表の内容について

878

879

880

エコアクション2.1にはじめて取り組む事業者においては、現在どのような環境への取組を行っているか、まず現状を把握します。そこで、チェック表³を使って、取組状況を把握します。チェック表の概要は、次のとおりです。

³チェックリストは、製造業者、建設業者、運輸業者、商店、病院、学校、官公庁等あらゆる業種の事業者が利用できるよう、業種共通に取り組める一般的な環境配慮の取組を列挙しています。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

チェックリストの具体的な取組は、環境への取組を網羅しているわけではありません。取組に関する記載内容には限界があることから、個別の取組内容について詳しく解説している資料やその他の取組の参考資料となる情報源をEA21中央事務局ホームページに記載しています。

No.	項目 (イタリック体)	具体的な取組	取組段階の目安 導入 発展 維持時発展
1.		事務室、工場等の照明は、昼休み、残業時等、不必要な時は消灯している	導入
2.		ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレ等、照明は常設は消灯し、使用時のみ点灯している	導入
3.		パソコン、コピー機等の OA 機器は、省電力設定になっている	導入
4.		夜間、休日は、パソコン、プリンター等の主電源を切っている	導入
5.		コンペーターの使用を控え、階段を使用するよう努めている	導入
6.		空調の適温化 (冷房 28 度程度、暖房 20 度程度) を徹底して実施する【取組の効果】	導入

取組レベルの目安として右端に「導入」「発展」「継続的発展」の3段階が記載されています。自社の取組を評価する際の目安としてください。

チェックリストの項目の中には、その取組をすることによりどの程度環境負荷(二酸化炭素排出量等)を削減(減)できるかといった効果を示しているものがあります(チェックリストでは【取組による効果】と記載)。取組の優先度や重要度を考える際の参考としてください。

※事業活動レベルにおいて、空調機の室温設定を夏季 24 度から 26 度に 2 度高く、冬季の室温設定を 22 度から 20 度に 2 度下ると数値の削減効果は夏季 17.0%/年、冬季 2.0%/年となります。

図 PPT-11：事業活動と環境への取組の自己チェック表の項目

2. 3 チェック表の使い方

以下では、「エコアクション 2 1 にはじめて取り組む事業者」と「すでにエコアクション 2 1 に取り組んでいる事業者及び 2 年目以降の事業者」に分け、チェック表の活用の仕方について解説します。自社の状況に合わせて内容を確認してください。

2. 3. 1 エコアクション 2 1 にはじめて取り組む事業者

チェック表について次の 3 段階で評価を実施します。

活動内容	記入項目
すでに取り組んでいる活動	○
ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な活動	△
取り組んでいない活動	×
関連がないと判断される活動	/

評価の際には、図 PPT-12 のとおり表の左端のチェック欄に記入します。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

既に取り組んでいる活動: ○
 ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な活動: △
 取り組んでいない活動: ×
 関連がないと判断される活動: /

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	取組段階の目安
			導入 発展 継続的発展
1.	○	事務室、工場等の照明は、昼休み、残業時等、不必要な時は消灯している	導入
2.	△	ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレ等、照明は普段は消灯し、使用時のみ点灯している	導入
3.	/	パソコン、コピー機等の OA 機器は、省電力設定にしている	導入
4.	/	夜間、休日は、パソコン、プリンター等の主電源を切っている	導入

895

896

図 PPT-12 チェック表記入例

897

次に、チェックの結果を踏まえ、第4章で特定した環境に大きな影響を及ぼす活動等について、環境負荷を削減するための取組を検討し、環境経営目標及び環境経営活動計画に反映します。その際に、チェック表にある具体的な取組内容を参考にしてください。

902

2. 3. 2 すでにエコアクション2.1に取り組んでいる事業者及び2年目以降の事業者

過去に行ったチェックの結果「△」や「×」と評価した取組について、優先度や重要度を考慮しつつ、今後実施していくべき具体的な環境への取組を検討するうえで参考にしてください。2. 3. 1に記載されている全ての項目に関するチェックは不要です。

909

2. 4 チェック表の活用例

2. 4. 1 取組状況を数値化して把握する

チェック表の活用方法として、次のような方法で数値化して取組状況を把握することもできます。数値化することで、自社の毎年の進捗を数字をベースに把握することができます。

915

- 点数化して全体の進捗状況を集計する
- 事業者の創意工夫で数値化する方法

917

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

918 ◆点数化して全体の進捗状況を集計する方法の例

919 「○」「△」「×」に重み付けをし、自らの取組に点数をつけて評価する方法
920 です。例えば、各項目毎に環境への取組に対する重要度を設定し、合わせて取
921 組状況「○」「△」「×」を点数化して、以下のように評点することができます
922 ¹⁴。

923

924 ① 「○」「△」「×」のチェックが入った項目を次のとおり点数化する。

925

No.	重要度に基づく重みづけ ¹⁵	点数 (例)
1	環境経営に「著しい」効果があると考えられる項目	3点
2	環境経営に「かなり」効果があると考えられる項目	2点
3	環境経営に「多少」効果があると考えられる項目	1点

926

927 ② 上記①で付けた点数に次の数値を乗じる。

928

No.	チェック表における評価結果	乗数用数値
1	チェック表で「○」が記載されている項目	2
2	チェック表で「△」が記載されている項目	1
3	チェック表で「×」が記載されている項目	0

929

930 《例》

- 931 ・ 「著しい効果がある」と判断した項目で、評価結果が「○」の場合: $3 \times 2 = 6$ 点
- 932 ・ 「かなり効果がある」と判断した項目で、評価結果が「×」の場合: $2 \times 0 = 0$ 点
- 933 ・ 「多少、効果がある」と判断した項目で、評価結果が「△」の場合: $1 \times 1 = 1$ 点

934

935 ③ 「/」を除く全項目について、上記②で得た点数を合計する。

936 この数値を「環境経営度数」とする。当該度数を基に、年々の環境への取組状況を数値
937 で把握・比較する。

938

939 ◆事業者の創意工夫で数値化する方法の例

940 チェック表の取組内容によっては、その取組状況を数値化できるものもあり
941 ます。特に、策定した環境経営目標に関連がある取組については、数値化する
942 ことで目標達成状況の把握等に有効であることから、可能な限り数値化するこ
943 とが望まれます。以下のような例を参考として、個々の事情に合わせて工夫し
944 てください。

945 取組状況の数値化の例

946

¹⁴重要度の設定は、業種による違い及び事業者により異なります。

¹⁵「著しい」「かなり」「多少」の判断は、自社の環境負荷のチェックリスト等に基づく判断に基づき評価してください。

凡例:

- ・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

○ 低公害車の保有の割合 (例: 低公害車保有台数/自動車保有台数)	← 「輸送・交通等に伴う環境負荷の低減」
○ 自社の製品全体に占める環境配慮型の製品の割合 (例: 環境配慮型製品数/全取扱製品数)	← 「製品の開発・設計等における環境配慮」
○ 環境関係の基金や地域のボランティア活動への 支援額	← 「環境に関する情報提供や社会貢献、地 域の環境への取組」

947

948

949

未承認稿

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

950 環境への取組の自己チェック表

951

1. 事業活動へのインプットに関する項目

952

953 1) 省エネルギー

954

①エネルギーの効率的利用及び日常的なエネルギーの節約

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	取組段階の目安 導入 発展 継続的发展
1.		事務室、工場等の照明は、昼休み、残業時等、不必要な時は消灯している	導入
2.		ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレ等、照明は普段は消灯し、使用時のみ点灯している	導入
3.		パソコン、コピー機等の OA 機器は、省電力設定にしている	導入
4.		夜間、休日は、パソコン、プリンター等の主電源を切っている	導入
5.		エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努めている	導入
6.		空調の適温化（冷房 28 度程度、暖房 20 度程度）を徹底している【取組の効果 ¹⁶ 】	導入
7.		使用していない部屋の空調を停止している	導入
8.		ブラインドやカーテンの利用等により、熱の出入りを調節している	導入
9.		夏季における軽装（クールビズ）、冬季における重ね着等服装の工夫（ウォームビズ）をして、冷暖房の使用を抑えている	導入
10.		具体的な数値目標を、期限付きで設定している	導入
11.		<u>緑のカーテンを設置している</u>	導入
12.		<u>すだれや庇の取り付けで窓からの日射の侵入を防いでいる</u>	導入
13.		<u>屋外機の冷却対策（よしず、日陰、散水など）をしている</u>	導入
14.		<u>窓に断熱シート（プチプチマット等）を貼付け、熱のロスを防いでいる</u>	導入

¹⁶ 某事務所ビルにおいて、空調機の室温設定を夏季 26 度から 28 度に 2 度高く、冬季の設定温度を 22 度から 20 度に 2 度低くすると熱源のエネルギー削減率は夏季 7.5%/度、冬季 2.5%/度となります。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	取組段階の目安 導入 発展 継続的発展
15.		<u>屋上に野菜などを植えて屋上緑化をしている</u>	発展
16.		空調を必要な区域や時間に限定して使用している	発展
17.		人感センサー管理を設定している	発展
18.		間引き照明を実施している	発展
19.		<製造工程>工程間の仕掛かり削減、ラインの並列化や部分統合等により生産工程の待機時間を短縮している	継続的発展
20.		<製造工程>前処理、前加工、予熱等を合理化することにより生産工程の時間を短縮している	継続的発展
21.		デマンド監視を実施している	継続的発展
22.		ピークシフトを実施している	継続的発展
23.		空調：外気浸入による熱損失を防ぐ措置をしている	継続的発展
24.		空調：外気利用等で効率の良い運転をしている	継続的発展

955

956

②設備機器等の適正管理

No	チェック (○・△・×)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		照明器具については、定期的な清掃、交換を行う等、適正に管理している	導入
2.		空調機については、フィルターの定期的な清掃・交換等、適正に管理している	導入
3.		冷暖房終了時間前に熱源機を停止し、装置内の熱を有効利用している（予冷や予熱時には外気の取り入れをしていない）	導入
4.		エレベーターの夜間、休日の部分的停止等を行っている	発展
5.		電力不要時には、負荷遮断、変圧器を遮断している	継続的発展
6.		熱源機器（冷凍機、ボイラー等）の冷水・温水出口温の設定を、運転効率がよくなるよう可能な限り調整をする他、定期点検を行う等、適正に管理している 【取組の効果 ¹⁷⁾ 】	継続的発展
7.		ボイラーや燃焼機器の空気比（空気過剰係数）を低く抑	継続的発展

¹⁷⁾ 某病院において、夏の盛夏（7～8月）以外の低負荷時にガス冷凍機（燃料；都市ガス 13A）の冷水出口温度を7度から10度に上げることでガス消費量が8%削減となります。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

		えて運転し、排ガスによる熱損失、送風機の消費電力を削減している【取組の効果 ³⁾ 】	
		空気圧縮機については、必要十分なライン圧力に低圧化している	継続的発展
8.		外気温度が概ね 20～27 度の中間期は、全熱交換器（換気をしながら、冷暖房の熱を回収して再利用する設備）のバイパス運転（普通換気モード、中間制御運転、熱交換ローター停止）を行っている。または、窓の開閉等により外気取り入れ量を調整して室温を調節している	継続的発展
9.		冬季以外は給湯を停止している	継続的発展
10.		共用のコンピューター等の電源については、管理担当者や使用上のルールを決める等、適正に管理している	継続的発展
11.		デマンド監視を実施している	継続的発展
12.		高効率機器（蓄熱式ヒートポンプ等）を採用している	継続的発展
13.		排熱を利用している	継続的発展

957

③設備の入替・更新時及び施設の改修にあたっての配慮

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		複層ガラス、二重サッシ等を採用し、建物の断熱性能を向上させている	導入
2.		昼間の太陽光や人の存在を感知し、必要時のみ点灯す設備を採用している	導入
3.		<u>LED 照明を採用している</u>	導入
4.		コピー機、パソコン、プリンター等の OA 機器については、エネルギー効率の高い機器を導入している	発展
5.		あらかじめ設定された時刻や時間帯に、照明の箇所や照度等を自動制御するシステムを導入している	発展
6.		熱線吸収ガラス、熱線反射ガラスを採用し、日射を遮断している	発展
7.		<u>空調機にピークカット機能を組み込んでいる</u>	発展
8.		<u>照明器具の位置を下げるなど照度UPに取り組んでいる</u> (照度は距離の二乗に反比例)	発展

³⁾ 某病院において、ボイラー（燃料；都市ガス 13A）の空気比を 1.6 から 1.3 にすることでガス消費量が 2.1%削減となります。なお、ボイラーの排ガス温度は 200 度で一定と仮定しています。追加の情報は、EA 2 1 中央事務局ウェブサイトを参照してください。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

9.		負荷の変動が予想される動力機器において、回転数制御が可能なインバーターを採用している【取組の効果 ⁴ 】	継続的発展
10.		空気圧縮機、冷凍機、ボイラー等のエネルギー供給設備については、新規購入及び更新時には省エネルギー型機を導入している	継続的発展
11.		換気の際に屋外に排出される熱を回収して利用することのできる全熱交換器を採用している	継続的発展
12.		部分換気システムを導入している【取組の効果 ⁵ 】	継続的発展
13.		従来機との比較で COP* の高いヒートポンプエアコンを採用している	継続的発展
14.		天然ガスを利用した空調システム等の省エネルギー型空調設備を導入している	継続的発展
15.		天井埋込形エアコンの吹き出しにファン等を付けて、風を攪乱させる装置を導入している。	継続的発展
16.		給湯設備の配管等を断熱化している	継続的発展
17.		従来の変圧器より電力損失の少ない高効率変圧器を採用している	継続的発展
18.		コージェネレーションシステム*を導入している【取組の効果 ⁶ 】	継続的発展
19.		地域冷暖房（地域熱供給）システム*を利用している	継続的発展
20.		ごみ焼却熱やボイラー等の廃熱を利用できる回収システムを導入している【取組の効果 ⁷ 】	継続的発展
21.		蛍光灯照明器具の安定器をインバーター式に交換している【取組の効果 ⁸ 】	継続的発展
22.		高効率蛍光灯等の省エネルギー型照明器具に切り替えるようにしている【取組の効果 ⁹ 】	継続的発展
23.		屋根、壁、床等に断熱材を採用している	継続的発展

⁴ 某金属製品製造業者の亜鉛溶融炉集塵機（運転時間；平日 17.6 時間、土曜日 5.7 時間、日曜日 0 時間）の吸引ファンをダンパ制御からインバーター制御にすることで年間 590MWh の電気使用量を削減できます。

⁵ 某介護老人福祉施設の厨房に部分換気システムを導入することによって、従来比（メーカー計算）で年間 300MWh の電気使用量を削減できます。なお、投資額は約 250 万円。

⁶ 某特別養護老人ホームの給湯器について灯油を燃料にしていたものからガス給湯器に変更し、その際に合わせてガスコージェネレーションを導入することで年間 18,252kWh の電気使用量を削減できます。なお、投資額は約 800 万円。追加の情報は、EA 2 1 中央事務局ウェブサイトを参照してください。

⁷ 某旅館の蒸気ボイラー（燃料；A 重油）の蒸気ドレンに排熱回収システム（熱交換器等）を設置することで 54,519L の重油使用量を削減できます。なお、投資額は約 275 万円。

⁸ 築年数 20 年で蛍光灯を 100 灯使用している事務所を想定した場合、20 年前の 40W/灯の消費電力を 102W（安定器；銅鉄式）とし、現在のものを 65W（安定器；Hf インバーター定格出力）とすると、消費電力削減分は $(102W - 65W) \times 100 = 3,700W$ (3.7kW) となります。さらに毎日 12 時間点灯することを想定すれば、年間 $3.7kW \times 12 \text{時間} \times 365 \text{日} = 16,206kW$ の電力を削減できます。

⁹ 例えば、54W の白熱電球から 12W の電球形蛍光灯（明るさは同等）に交換した場合、1 灯 1 時間当たり $(54W - 12W) \times 0.425 = 17.9g$ の二酸化炭素排出量（排出係数は 0.425 を使用）を削減できます。排出係数については国が公表する「平成 19 年度の電気事業者別二酸化炭素排出係数」のうち東京電力の数値を用いて算出しています

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

24.		自然エネルギーの積極的利用を進めている/検討している	継続的発展
25.		<u>空調機の屋外機に散水装置を取り付けている (ピークカット対策)</u>	継続的発展
26.		<u>潜熱回収型湯沸器 (熱効率 95%) を採用している</u>	継続的発展
27.		<u>蒸気配管、加熱装置等の断熱化 (保温) している</u>	継続的発展
28.		<u>照明器具に個別スイッチ (キャノピースイッチ等) を取り付けている</u>	継続的発展
29.		<u>水銀灯はセラミックメタルハライド型 (約 50%省エネ) を採用している</u>	継続的発展
30.		<u>家電製品はトップランナー製品を優先的に選択している (省エネ性能カタログを参考にしている)</u>	継続的発展
31.		<u>電力のデマンドコントロールを採用している (ピークカット対策)</u>	継続的発展
32.		<u>屋上を遮熱塗装している</u>	継続的発展

958

959

2) 省資源

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		会議用資料や事務手続書類の簡素化に取り組んでいる	導入
2.		社内 LAN、データベース等の利用による文書の電子化に取り組んでいる	導入
3.		打合せや会議の資料等については、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に取り組んでいる	導入
4.		印刷物を作成する場合は、その部数が必要最小限の量となるように考慮し、残部が出ないように配慮している	導入
5.		両面、集約等の機能を活用した印刷及びコピーを徹底している	導入
6.		使用済み用紙、ポスター、カレンダー等の裏紙が活用できる紙は可能な限り利用するよう工夫している	導入
7.		使用済み封筒を再利用している	導入
8.		コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤り等のミスコピーを防止するため、使用前に設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットしている	導入
9.		<u>書面による郵送に代えて電子メールを活用している</u>	導入
10.		<u>作成する書類は 1 枚にまとめる”1 枚ベスト運動”に取り組んでいる</u>	導入

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

11.		<u>レンタルウエス (工業用ぞうきん) を利用している</u>	発展
12.		製品に合わせたスプレーガンの利用で塗料や洗浄剤等の使用量を抑制している	継続的発展
13.		生産工程で使用する塗料や洗浄剤等のタンクを集約化することで使用量を抑制する	継続的発展
14.		<u>材料加工時による端材等のロスを減らすため、材料取りや設計の見直し等を行っている</u>	継続的発展
15.		<u>溶剤、洗浄剤、触媒といった補助材料を削減するため、原材料の仕様変更等を見直している</u>	継続的発展

960

961

未承認稿

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

962

3) 水の効率的利用及び日常的な節水

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的發展
1.		<u>節水呼びかけの表示をしている</u>	導入
2.		手洗い時、洗い物においては、日常的に節水を励行している	導入
3.		社用車の洗車を必要最小限に留め、洗車する場合は節水を励行している	導入
4.		トイレに水流し音発生器を取り付ける等、トイレ用水を節約している	導入
5.		<u>蛇口(水栓)をシャワー型にするなど水量を減らす工夫をしている</u>	導入
6.		生産工程で使用する水を再利用するための設備を設置し、活用している(中水利用)	発展
7.		冷凍機や冷温水発生機等で使用する冷却水について、循環使用している	発展
8.		バルブの調整により水量及び水圧の調節を図っている	発展
9.		蛇口に節水こま(適量の水を流す機能を持つこま)を設置している	発展
10.		水道配管からの漏水を定期的に点検している	発展
11.		<u>ホースに手元バルブを取り付けて流し放しを防いでいる</u>	発展
12.		<u>自動水栓を取付けている</u>	発展
13.		塗装やメッキに使用する洗浄水を多段(カスケード)使用している	継続的發展
14.		冷温水発生機、クーリングタワー等の稼働に伴い使用される水の量が適正に保たれるよう設備の管理を行っている	継続的發展
15.		雨水の貯留タンクや雨水利用施設の設置等により、雨水利用を行っている	継続的發展
16.		雨水を地下浸透させる設備(浸透升等)を導入している	継続的發展
17.		<u>水使用量の把握と削減目標を設定している(維持管理含む)</u>	継続的發展

963

964

965

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

966

4) 化学物質使用量の抑制及び管理

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		<u>使用最小限での運用を心がけている</u>	導入
2.		屋外での除草剤、殺虫剤の使用の削減に取り組んでいる。	導入
3.		<u>消毒用アルコールを非危険物のものになっている</u>	発展
4.		<u>保管タンク、配管等の漏れ防止を実施している</u>	発展
5.		<u>洗浄薬品等は、交換頻度を見直ししている (品質維持必須)</u>	発展
6.		燃料油、溶剤、塗料等の揮発を防止する等、VOC*の排出抑制に取り組んでいる【参考情報 ¹⁰ 】	継続的発展
7.		有害物質のタンク、パイプ類は漏洩、拡散等を防止できる構造としている	継続的発展
8.		有害性の化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使用場所、保管場所等を経時的に把握し、記録・管理している	継続的発展
9.		有害性の化学物質の排出量の計測、推定等を行っている	継続的発展
10.		有害性の化学物質の表示を徹底している	継続的発展
11.		化学物質の安全性に関する情報伝達のため、 <u>SDS (化学物質安全データシート)</u> により管理している	継続的発展
12.		有害物質のタンク、パイプ等の保守・点検を定期的に行う等適正管理に努めている	継続的発展
13.		化学物質排出移動量届出制度 (PRTR 制度) にもとづく取組を行っている	継続的発展
14.		<u>代替物質の調査を実施している。</u>	継続的発展
15.		<u><製造工程>レイアウト見直しによる使用量の削減をしている</u>	継続的発展

967

968

¹⁰ (参考) 経済産業省・社団法人産業環境管理協会「VOC 排出抑制の手引き」
http://www.meti.go.jp/policy/voc/downloads/VOC-tebiki_22fy.pdf

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

969

2. 事業活動からのアウトプットに関する項目

970

1) 温室効果ガスの排出抑制、大気汚染等の防止

972

①温室効果ガスの排出抑制

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		都市ガス、灯油等の環境負荷の少ない燃料を優先的に購入、使用している	発展
2.		<u>自社の車両の運転におけるムダな燃料使用をさけるため、ドライブレコーダー等を導入し、車両の運転における燃料効率の改善を図っている。</u>	発展
3.		製品購入の際には、できるだけ HFC (ハイドロフルオロカーボン)、PFC (パーフルオロカーボン)、SF6 (六フッ化硫黄) 等を使用していない製品を選ぶように配慮している	継続的発展
4.		HFC (ハイドロフルオロカーボン)、PFC (パーフルオロカーボン)、SF6 (六フッ化硫黄) 等を使用している製品を廃棄する際の回収に努めている	継続的発展
5.		燃料電池システムを導入している	継続的発展
6.		太陽光発電設備を導入し、太陽エネルギーを電気として利用している 【取組の効果 ¹¹⁾ 】	継続的発展
7.		太陽熱温水器等を導入し、加熱した水を暖房や給湯に利用している 【取組の効果 ¹²⁾ 】	継続的発展
8.		マイクロ水力 (発電規模 100kW 程度以下の水力発電) を導入している 【参考 ¹³⁾ 】	継続的発展
9.		カーボン・オフセット*に取り組んでいる商品やサービスを購入または使用している	継続的発展
10.		<u>ハイブリッド車や電気自動車を導入している</u>	継続的発展

973

¹¹⁾10kW の太陽光発電システムを設置した場合、年間約 10,000kWh 発電できます (全国平均)

(出典) 一般社団法人太陽光発電協会ウェブサイト 設置事例など

<http://www.jpea.gr.jp/setting/building/flow/index.html>

¹²⁾ソーラーシステム振興協会の試算によれば、太陽熱温水器 (集熱面積 3.0m²、集熱量 156 万 kcal) を 1 台設置することで年間 2,267kWh の節電に相当します。 (出典) 社団法人ソーラーシステム振興協会ウェブサイト

<http://www.ssda.or.jp/energy/merit.html>

¹³⁾(参考) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「マイクロ水力発電導入ガイドブック」

<http://www.nedo.go.jp/content/100544823.pdf>

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

974 ②大気汚染物質の排出抑制

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		<u>定期的に吸気口の清掃をしている</u>	導入
2.		<u>設備の定期点検と予防保全の実施をしている</u>	導入
3.		<u>汚染物質除去装置を設置している</u>	発展
4.		大気汚染の少ないプロセスや機器（低 NOx 燃焼機器等）を採用している	継続的発展
5.		日常的に大気汚染防止への配慮（燃焼管理等）を行っている	継続的発展
6.		大気汚染について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その遵守に努めている	継続的発展
7.		ばい煙等の監視及び測定やばい煙処理設備の点検を定期的に行う等、適正に管理している	継続的発展
8.		特定フロンの回収、適正処理を行っている	継続的発展
9.		<u>必要に応じ、有資格（有識）者における適正管理をしている</u>	継続的発展

975

976 2) 廃棄物等の排出抑制、リサイクル、適正処理

977 ①廃棄物の発生そのものを抑える取組

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		<u>ペーパータオルを廃止している</u>	導入
2.		<u>ゴミ箱の削減、あるいは撤去している</u>	導入
3.		<u>廃棄物処分方法の変更をしている</u> 廃棄物の有価化	導入
4.		<u>分別廃棄の徹底をしている</u> 廃棄物の有価化	導入
5.		劣化等による不良在庫を減らすため、在庫数量の適正化等在庫管理を徹底している	導入
6.		使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制している	導入
7.		リターナブル容器（ビール瓶、一升瓶等）に入った製品を優先的に購入し、使用している	導入
8.		再使用またはリサイクルしやすい製品を優先的に購入し、使用している	導入
9.		詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を進めている	導入

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

10.		コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用した製品を購入している	導入
11.		商品の購入時には、簡易包装のものを優先的に購入している	導入
12.		納品の際の梱包、包装資材等の削減に取り組んでいる	導入
13.		OA 機器等の故障時には、修理可能かどうかをチェックし、可能な限り修理することで長期使用に努めている	導入
14.		<u>マイ箸、マイカップ、マイ水筒運動を行っている</u>	導入
15.		<u>従業員等にマイバッグ運動を呼びかけている</u>	導入
16.		<u>3S (整理・整頓・清掃) 活動を実施している</u>	導入
17.		<u>帳票の見直し</u>	発展
18.		<u>生産工程の歩留まり向上に努めている</u>	発展
19.		<u>加工ミスによるロスの低減に努めている</u>	発展
20.		<u>廃棄物の重量を正確に把握し、MFCA 等に基づき原価計算を実施している</u>	継続的発展
21.		<u>クレームの発生撲滅に努めている</u>	継続的発展
22.		<u>品質マネジメントシステム (QMS) と連動して (一体的に) 運用している</u>	継続的発展
23.		<u>発生量の把握と削減目標を設定している (維持管理含む)</u>	継続的発展

978

979

980

②リサイクルの促進

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの適正配置等により、ごみの分別を徹底している	導入
2.		シュレッダーの使用を機密文書等に限り、シュレッダー処理紙のリサイクルに努めている	導入
3.		コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収ルートを確立し、リサイクルを図っている	導入
4.		発生したごみは可能な限り、圧縮等を行い、減量している	発展
5.		回収した資源ごみがリサイクルされるよう確認している (委託業者等に対して)	発展
6.		食堂等における食べ残し、食品残渣等の有機物質については可能な限りコンポスト化 (堆肥化) し、土壌に還元し、利用している	発展

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

7.		廃食用油のリサイクルルートを確立し、せっけん等への再利用を行っている	発展
8.		<u>適切なリサイクル業者を特定・選定している</u>	発展
9.		生産工程から発生する金属屑、紙屑、廃液、汚泥等の回収・再利用のための設備やラインを設け、活用している	継続的発展

981

982

983

③産業廃棄物等の適正処理

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		収集運搬業者、中間処理業者と個別に委託契約を行っている	継続的発展
2.		廃棄物管理票（マニフェスト）をもとに廃棄物の適正な処理を行っている	継続的発展
3.		廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、確認している	継続的発展
4.		メタン発生防止のため、生ごみ等の分別・リサイクルや適正な焼却処分を極力行うことにより、有機物の埋立処分を抑制している	継続的発展
5.		廃棄物焼却の際、塩化ビニール等焼却に適さない物が混入しないよう徹底するとともに、ばい煙の処理、近隣環境への配慮等を行っている	継続的発展
6.		実験等に伴う廃棄物、感染性廃棄物等の管理（リストの作成、マニフェスト、適正処理のチェック）に取り組んでいる	継続的発展
7.		廃液の回収・再利用のための設備を設置し、活用している	継続的発展
8.		廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況を6月末までに報告している	継続的発展
9.		回付された廃棄物管理票を5年間保管し、期日以内に回付されない場合は、府県知事等に報告している	継続的発展
10.		産業廃棄物を保管する場合は、60cm角以上の保管場所や掲示板を設ける等保管基準を遵守している	継続的発展
11.		<u>廃棄物を視える化している（量、金額、委託先等）</u>	継続的発展

984

985

986

987

988

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

989 3) 排水処理

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		<u>使用量最小限の使用を徹底している</u>	<u>導入</u>
2.		<u>トイレや散水栓に雨水を利用している</u>	<u>導入</u>
3.		<u>浄化槽の適切な維持管理を実施している</u>	<u>導入</u>
4.		水質汚濁の少ないプロセスや機器（廃液の回収・再利用等）を採用している	継続的発展
5.		排水処理装置を適切に設置している	継続的発展
6.		排水が閉鎖性水域（湖、内湾等）に流入する場合は、窒素及び磷の除去対策を講じている	継続的発展
7.		有害物質や有機汚濁物質（生ごみ等）ができるだけ混入しないようにしている	継続的発展
8.		水質汚濁等について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている	継続的発展
9.		排水等の監視及び測定や排水処理設備の点検を定期的に行い、適正に管理している	継続的発展
10.		<u>油水分離装置を設置し、油の分離・回収に努めている</u>	継続的発展
11.		<u>年に数回程度浄化槽の清掃を定期的に行い、油の流出防止に努めている</u>	継続的発展

990

991

992

4) その他生活環境に関する保全の取組等

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		悪臭防止のため排出口の位置等の配慮を行っている	継続的発展
2.		低騒音型機器の使用、防音・防振設備の設置・管理等により騒音・振動を防止するとともに、日常的な監視及び測定を実施している	継続的発展

993

994

995

996

997

998

999

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

3. 製品及びサービスに関する項目

1000

1001

1) グリーン購入（環境に配慮した物品等の購入、使用等）

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		コピー用紙、コンピューター用紙、伝票、事務用箋、印刷物、パンフレット、トイレットペーパー、名刺等の紙について、再生紙または未利用繊維への転換を図っている	導入
2.		節水型の家電製品、水洗トイレ等を積極的に購入している	発展
3.		環境に配慮した物品等の調達に関する方針、基準等を作成し、それらに基づき物品リストを作成し、リストに基づき、購入を行っている	継続的発展
4.		環境ラベル認定等製品を優先的に購入している【参考 ¹⁴ 】	継続的発展
5.		省エネルギー基準適合製品を購入している【参考 ¹⁵ 】	継続的発展
6.		再生材料*から作られた製品を優先的に購入、使用している	継続的発展
7.		間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用している	継続的発展
8.		無漂白製品（衣料品等）、水性塗料等の環境への負荷の少ない製品を優先的に購入、使用している	継続的発展
9.		修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用している	継続的発展
10.		木材の調達にあたり、跡地の緑化、植林、環境修復が適切に行われていることに配慮している。または跡地緑化等を考慮している	継続的発展
11.		社用車について、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、天然ガス自動車等の低公害車への切り換えに取り組んでいる	継続的発展

1002

1003

¹⁴ (参考) 環境省「環境ラベル等データベース」(マーク索引) <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>

¹⁵ (参考) 財団法人省エネルギーセンター「省エネ型製品情報サイト」 <http://seihinjyoho.go.jp/>

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1004 2) 製品及びサービスにおける環境配慮

1005 ①設計、計画等における取組

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		製品の小型化、軽量化等により、同一機能に対して資源使用量のミニマム化を指向している	継続的発展
2.		製品の長寿命化を指向している	継続的発展
3.		製品の使用過程でのエネルギーの削減を指向している	継続的発展
4.		再生資源の積極的利用に取り組んでいる	継続的発展
5.		廃棄物の発生抑制のため、モデルチェンジの適正化に取り組んでいる	継続的発展
6.		リサイクルしやすいよう、素材の種類や製品の部品点数の削減や、ネジの数を減らすこと等による解体しやすい構造を指向している	継続的発展
7.		有害性の化学物質の含有量を少なくするよう指向している	継続的発展
8.		塩素系有機溶剤等の削減、代替物質への転換を行っている	継続的発展
9.		プレス方法（金型）の修正や変更により、製品不良の削減等効率化を図っている	継続的発展
10.		購入する原材料の仕様を変更し、端材等の削減に取り組んでいる	継続的発展
11.		製品の生産数量と品目を分析する等して、生産計画を平準化している	継続的発展
12.		自社製品及び社外から購入する部品等について、想定される環境負荷のチェック表を作成している	継続的発展
13.		新製品開発、モデルチェンジ等にあたり、環境負荷の測定・記録や製品アセスメント（製品が廃棄物になった場合の適正処理困難性の評価、製品の生産から消費、廃棄に至る各段階での環境負荷の評価（ライフサイクルアセスメント）等を含む）を実施している	継続的発展
14.		既存製品についても、計画的に製品アセスメント等を実施している	継続的発展
15.		自社独自の環境保全型商品等の開発に積極的に取り組んでいる	継続的発展

1006

1007

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1008

②出荷、輸送等における取組

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		簡易包装の推進、多重包装の見直し等を推進している	導入
2.		<u>定期点検を着実に実施している</u>	導入
3.		製品等の輸送の際には、繰り返し利用できるパレットや通い箱を利用している	発展
4.		エコドライブ*等運転方法の配慮（急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジン停止等）を励行している【参考 ¹⁶ 】	発展
5.		共用自転車を導入して、近距離の用務には社用車を使用せず、自転車を利用するように努めている	発展
6.		公共交通機関の利用等により、社用車の使用削減に努めている	発展
7.		<u>鉄道・海運を積極的に利用している</u>	発展
8.		タイヤの空気圧を定期的に確認し、適正值（メーカー指定の空気圧）を保つように努めている	継続的発展
9.		排気ガスや騒音のレベルを抑えるため適正な車輛整備を行っている	継続的発展
10.		<u>共同輸配送、帰り荷の確保に取り組んでいる（積載車の納引き時）</u>	継続的発展
11.		<u>発注・輸送（納引き）の計画化・平準化、行き過ぎた少量・多頻度輸送やジャスト・イン・タイムサービスの見直しを行っている</u>	継続的発展

1009

1010

¹⁶ エコドライブ普及連絡会「エコドライブ 10 のすすめ」 <http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010609/01.pdf>

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1011 ③製品の回収・リサイクル

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		使用後の製品、容器包装等の回収・リサイクルに取り組んでいる	発展
2.		フロン類の漏洩防止のための留意点等、製品に関する環境への負荷を低減するための消費者への情報提供を行っている	継続的発展
3.		消耗品の回収箱等を店頭を設置する等、その回収・リサイクルに取り組んでいる	継続的発展

1012

1013

1014

④環境配慮型商品等の販売及び情報提供

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		販売の際にマイバックの利用を推奨している	発展
2.		量り売りやばら売り等を推進している	発展
3.		エコマーク及び自ら制定したマークや宣言等を製品やパンフレット等に表示している	発展
4.		再生資源を使用した商品、再生可能な商品、繰り返し使える商品、省エネ・省資源型の商品、容器包装を簡素化した商品、環境ラベル認定等製品等を重点的に販売している	継続的発展
5.		上記商品の販売目標を定め、販売促進に積極的に取り組んでいる	継続的発展
6.		修理部品の長期的な確保に自主的に取り組んでいる	継続的発展
7.		消費者等に環境配慮型商品に関する情報を積極的に提供している	継続的発展
8.		製品の使用時や廃棄時の環境負荷の量をカタログ等に表示している	継続的発展
9.		販売の際に環境配慮型製品の表示、製品アセスメントの果の表示等を行っている	継続的発展
10.		外部から製品の環境負荷に関するデータの提供の依頼があった場合、協力している	継続的発展

1015

1016

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

4. その他

1017

1018

1) 生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		調達する原材料（木材、水産品、農作物、鉱物等）の原産地を把握している	発展
2.		地元の自然資源の積極的な利用を図り、地産地消を推進している	発展
3.		原材料の生産や採掘が、現地の生物多様性に悪影響を与えるものではないか、先住民の権利は尊重されているか等についての情報を得ている	継続的発展
4.		調達する原材料について、認証品（森林認証、漁業認証等）の活用を指向している	継続的発展
5.		事業活動が生物多様性に与える影響を公表している	継続的発展
6.		事業所周辺の環境や生き物の保全活動（生息地の整備等）を通し、事業活動を行う地域環境への配慮を行っている	継続的発展

1019

1020

1021

2) 環境コミュニケーション及び社会貢献

①環境コミュニケーション

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		ウェブサイト上で環境に関する情報を提供している	発展
2.		行政、地域住民、取引先等へ環境経営レポートを配布している ¹⁶ 。	継続的発展
3.		事業活動に伴う重要な環境負荷、環境に関する主要な目標、環境担当者の連絡先等を公表している	継続的発展
4.		消費者等に対して、情報提供や啓発活動を行っている	継続的発展
5.		外部からの情報提供、公表の依頼に対する窓口を置いている	継続的発展
6.		意見聴取を定期的に行い、環境への取組の際に考慮して	継続的発展

¹⁶ 中央事務局のウェブサイト等で環境経営レポート作成・活用支援マニュアルや活用事例集等を公表しています。これらもぜひ参考にしてください。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

		いる	
7.		外部関係者の意見を聴取する窓口を設けている	継続的発展

1022

1023

②社会貢献

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		環境に関する基金・団体の設置、既存の基金・団体を支援している（人材派遣、資金面での援助、従業員の給与の端数を集めた寄付、広報活動への協力等）	継続的発展
2.		環境関係の基金等へのマッチングギフト（従業員労働組合等の任意の寄付と同額の寄付を事業主として行うこと）を行っている	継続的発展
3.		地域のボランティア活動等に積極的に参加し、協力や支援を行っている	継続的発展
4.		環境に関する研究や活動を行っているサークル等に対する支援、または協働を行っている	継続的発展
5.		環境に関連する表彰制度を実施している	継続的発展
6.		大学に環境関係の寄附講座を開く等、研究機関への支援を行っている	継続的発展
7.		敷地内、壁面、屋上等の緑化を行っている（大気浄化、都市気象の緩和にも資する）	継続的発展

1024

1025

1026

3) 施主・事業主における建築物の増改築、解体等にあたっての環境配慮

①設計者及び施工業者（工務店、建設会社等）への依頼・協力要請

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		環境負荷の少ない建築材の使用、建築材の使用合理化等（合板型枠等の木材の使用合理化、高炉セメント、エコセメント、再生素材の積極的使用等）を依頼している	継続的発展
2.		周辺の自然環境（動植物等）への影響を最小限に抑える、または修復する等環境に配慮した施工計画の提案を依頼している	継続的発展

1027

1028

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1029 ②既存建築物が及ぼす環境への影響を予防、低減するための方策

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		建築物の老朽化や運用の診断を行い、改善や環境保全設備の見直しを行っている	継続的発展
2.		建築物の耐久性の向上に取り組んでいる	継続的発展
3.		排水設備のメンテナンス、吹き付けアスベストの管理(特に解体時の事前除去)等を行っている	継続的発展

1030

1031

未承認稿

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

- 1032 [環境に配慮した事業活動に関連する主な団体等]
- 1033 詳細な解説、実際に事業者が取り組んでいる事例紹介等の情報ウェブサイトや環境関連
- 1034 の団体等のウェブサイトは数多くあります。下記に環境に配慮した事業活動に関連する主
- 1035 な団体等の URL を記載しますので、参考にしてください。
- 1036
- 1037 [全般]
- 1038 ○環境省 : <http://www.env.go.jp/>
- 1039 ○経済産業省 : <http://www.meti.go.jp/>
- 1040 ○資源エネルギー庁 : <http://www.enecho.meti.go.jp/>
- 1041 ○国土交通省 : <http://www.mlit.go.jp/>
- 1042 ○農林水産省 : <http://www.maff.go.jp/>
- 1043
- 1044 [エネルギー関連]
- 1045 ○(財) 省エネルギーセンター : <http://www.eccj.or.jp/>
- 1046 ○(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) : <http://www.nedo.go.jp/>
- 1047 ○(財) 新エネルギー財団 (NEF) : <http://www.nef.or.jp/>
- 1048 ○(財) 地球環境センター : <http://gec.jp/jp/index.html>
- 1049 ○ 経済産業省近畿経済産業局エネルギービジネスプラットフォーム関西 :
- 1050 <http://www.kansai.meti.go.jp/>
- 1051 [廃棄物・リサイクル関連]
- 1052 ○(財) クリーン・ジャパン・センター : <http://www.cjc.or.jp/>
- 1053 ○(財) 産業廃棄物処理事業振興財団 : <http://www.sanpainet.or.jp/>
- 1054 ○(財) 日本容器包装リサイクル協会 : <http://www.jcpra.or.jp/>
- 1055
- 1056 [化学物質関連]
- 1057 ○PRTR インフォメーション広場 (環境省) : <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- 1058 ○(独) 製品評価技術基盤機構 : <http://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr.html>
- 1059 ○(社) 産業環境管理協会 : <http://www.jemai.or.jp/>
- 1060
- 1061 [グリーン購入関連]
- 1062 ○グリーン購入ネットワーク : <http://www.gpn.jp/>
- 1063 ○(財) 日本環境協会エコマーク事務局 : <http://www.ecomark.jp/>
- 1064 ○エコ・リサイクル資材ナビ : <http://recycle.kensetu-navi.com/>
- 1065 ○環境ラベル等データベース (環境省) : <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>
- 1066 ○(財) 運輸低公害車普及機構 : http://www.levo.or.jp/home_j.html
- 1067
- 1068 [エコドライブ関連]
- 1069 ○エコドライブ普及促進協議会 : <http://www.ecodrive.jp/>
- 1070
- 1071 [環境関連法規等]
- 1072 ○環境法令データベース (環境省) : <http://www.env.go.jp/houreil/>

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1073 第6章 エコアクション21 認証・登録制度：運用の 1074 仕組み

1075
1076 本章は、エコアクション21 認証・登録制度（以下「本制度」という。）の運
1077 営に関する内容を規定しています
1078

1079 1. 本制度の運営にあたっての原則

1080 エコアクション21 認証・登録制度（以下、「本制度」と言う。）の運営に関わる
1081 各主体は、以下の原則を踏まえ活動しなければならない。

- 1082 ・ 信頼性: 下記の原則を全て満たし、社会からの期待に応える能力を有し、か
1083 つ、有していると認識されていること
- 1084 ・ 公平性: 公正不偏の態度を常に保持すること
- 1085 ・ 客観性: 公平性に疑念を持たれるような、経済的、身分的利害関係を有して
1086 いないこと。
- 1087 ・ 持続性: 運営の継続性に重大な疑義がなく、経済的基盤が確保されているこ
1088 と。
- 1089 ・ 効率性: 運営を効率的に遂行するため、時間、人員、コスト等の資源が合理
1090 的に使用されていること。

1091 2. 本制度の運営を行う主体

1092 本制度は、「本章3. 運営を行う主体の要件 3.1 中央事務局」に規定する要件
1093 を満たし、「本章4. 運営を行う主体の要件適合確認 4.1 中央事務局」に規定
1094 する要件適合確認を環境省から受け、環境省よりエコアクション21の名称及び
1095 エコアクション21 ロゴマーク（以下、「エコアクション21の名称等」と言う）
1096 の使用許諾を得た法人が運営する。この法人は組織内にエコアクション21 中央
1097 事務局（以下「中央事務局」という。）を設置する。

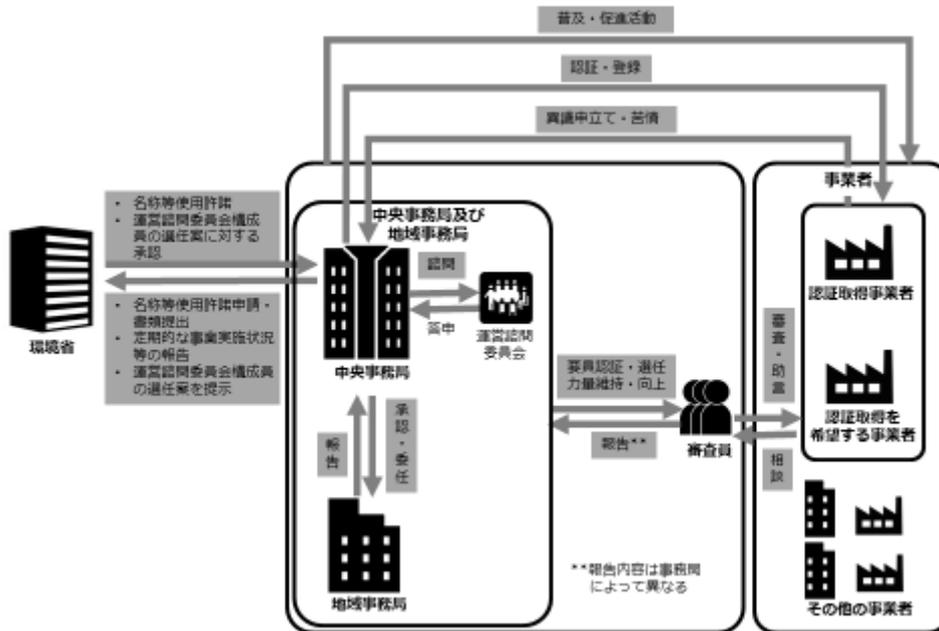
1098 中央事務局は、本制度の地域における普及推進等を図るため、「本章3. 運営を
1099 行う主体の要件 3.2 地域事務局」に規定する要件を満たし、「本章4. 運営を
1100 行う主体の要件適合確認 4.2 地域事務局」に規定する要件適合確認を中央事務
1101 局から受けた法人を、エコアクション21 地域事務局（以下「地域事務局」とい
1102 う。）として、当該法人からの申請に基づき承認する。

1103 中央事務局は、エコアクション21の認証・登録を希望する事業者の審査及び指
1104 導・助言等を行う者として、「本章3. 運営を行う主体の要件 3.3 審査員」に
1105 規定する要件を満たし、「本章4. 運営を行う主体の要件適合確認 4.3 審査員」
1106 に規定する要件適合確認を中央事務局から受けた個人を、エコアクション21 審
1107 査員（以下「審査員」という。）として、当該者からの申請に基づき要員認証す
1108 る。

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1109 本制度の運営体制は、PPT-4 のとおりである。



1110

1111

1112

図 PPT-4: エコアクション 2.1 の制度運営体制イメージ図

1113 3. 運営を行う主体の要件

1114 1) 中央事務局

1115 中央事務局は、以下の組織に係る要件を満たし、運営能力に係る要件について
1116 はそれを適切に遂行する能力が認められなければならない。

1117

1118 (1) 組織に係る要件 (①～④)

- 1119 ① 営利目的でない法人であること
- 1120 ② 反社会的勢力を排除していること
- 1121 ③ 健全な財務体制を有していること
- 1122 ④ 業務及び財務に係る書類を整備していること

1123

1124 (2) 運営能力に係る要件 (⑤～⑦)

- 1125 ⑤ 「10. 意思決定機関による審議及び決定」に掲げる、本制度の運営に関する
1126 重要な事項等に関する適切な審議及び決定を行うことができる意思決定
1127 機関 (例: 理事会等) を設置すること
- 1128 ⑥ 「11. 運営諮問委員会の設置」に掲げる、過半数の第三者により構成され
1129 る運営諮問委員会を設置すること
- 1130 ⑦ 「12. 判定委員会の設置」に掲げる、過半数の第三者により構成される判
1131 定委員会の設置すること

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

- 1132 ⑧運営能力等に応じた地域事務局の承認・登録（運営能力向上、信頼性確保
1133 のための教育、指導、監督、監査、及び懲戒等を含む）を適切に行うこと
1134 ⑨力量等に応じた審査員の要員認証・登録（力量向上、信頼性確保のための
1135 教育、指導、監督、評価及び懲戒等を含む）を適切に行うこと
1136 ⑩事業者のエコアクション21認証・登録を適切に行うこと
1137 ⑪エコアクション21の運営に必要な規程等の策定、改訂及び廃止を適切に
1138 行うこと
1139 ⑫「7. 普及促進活動」に掲げる、普及促進活動を適切に行うこと
1140 ⑬「8. 機密の保持」に掲げる、機密の保持を適切に行うこと
1141 ⑭「9. 報告及び承認」に掲げる、環境省への報告を適切に行うこと
1142 ⑮「13. 情報の公開」に掲げる、情報の公開を適切に行うこと
1143 ⑯「15. 文書の管理」に掲げる、文書の管理を適切に行うこと
1144 ⑰「16. 異議申立て及び苦情対応等」に掲げる、異議申立て及び苦情対応等
1145 を適切に行うこと
1146

2) 地域事務局

1148 地域事務局は、以下の組織に係る要件を満たし、運営能力に係る要件について
1149 はそれを適切に遂行する能力が認められなければならない。

(1) 組織に係る要件

- 1151 ①営利目的でない法人であること
1152 ②反社会的勢力の排除していること
1153 ③健全な財務体制を有していること
1154 ④業務及び財務に係る書類の整備していること

(2) 運営能力に係る要件

- 1156 ⑤中央事務局から委任された業を公正に運営すること
1157 ⑥「7. 普及促進活動」に掲げる、普及促進活動、その他の中央事務局より委
1158 任された業務を適切に行うこと
1159 ⑦その他、中央事務局が必要と認めた要件を満たすこと
1160

3) 審査員

1162 審査員は、以下の力量等に係る要件を満たさなければならない。

- 1163 ①職業的専門家としての公正不偏の態度を保持すること
1164 ②環境関連法規、事業者の環境対策、及び環境経営システムに関する適切な
1165 専門知識と経験を有すること、またこれらに関する最新の情報の取得に努
1166 めること
1167 ③受審事業者、中央事務局、地域事務局、及び他の審査員との間での適切な
1168 コミュニケーション能力を有していること
1169 ④職業的専門家としての継続的な力量向上を図ること
1170 ⑤「7. 普及促進活動」に掲げる普及促進活動の実施に努めること
1171 ⑥その他、中央事務局が必要と認めた要件を満たすこと

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1172

1173 4. 運営を行う主体の要件適合確認

1174 1) 中央事務局

1175 中央事務局は、以下の要件適合確認手順に従い、エコアクション21の名称及
1176 びエコアクション21ロゴマーク（以下、「エコアクション21の名称等」と言
1177 う）の使用許諾を求め、環境省より使用許諾を得なければならない。

1178

1179 ①過半数の第三者により構成される運営諮問委員会を設置し、その構成員の選
1180 任案を環境省に提示し、承認を得なければならない。

1181 ②要件適合を受けるための文書として以下を提出しなければならない。

1182 ・ 定款、役員名簿、（社団法人の場合は社員名簿）

1183 ・ 事業報告書

1184 ・ 独立した第三者による監査済みの財務諸表等

1185 > 収支計算書

1186 > 正味財産増減計算書

1187 > 貸借対照表

1188 > 財産目録

1189 ・ 「3. 運営を行う主体の要件」に規定する要件に適合すること（若しくは
1190 要件に適合するための措置内容）を証する文書

1191 ・ 本制度の実施に係る中期的な事業計画書

1192 ・ 下記事項を記載した誓約書（エコアクション21ガイドラインを順守し
1193 て本制度を運営すること、本制度の運営により生じた一切の責任を負う
1194 こと、環境経営システムの普及に積極的に取り組むこと）

1195 ③なお、環境省は、運営に関する支障等があると認めた場合には、必要に応
1196 じて、中央事務局に対して業務改善指導、エコアクション21の名称等の
1197 使用許諾停止、使用許諾取消、及びエコアクション21の関係者（例：事
1198 業者、地域事務局、審査員）からの意見聴取等を行うことができる。

1199

1200 2) 地域事務局

1201 地域事務局は、中央事務局が策定した運営能力等に基づく適合要件に基づき、
1202 中央事務局から承認を得なければならない。

1203

1204 3) 審査員

1205 審査員は、中央事務局が策定した力量等に基づく適合要件に基づき、中央事務
1206 局から要員認証を得なければならない。

1207

1208

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1209 5. 各主体の権限

1210 1) 中央事務局

1211 中央事務局は、以下の権限を有する。ただし、①～⑨に定める権限に関しては、
1212 中央事務局は地域事務局に委任してはならない。

1213 ①事業者のエコアクション21認証・登録及び取消等

1214 ②運営能力等に応じた要件区分に基づく地域事務局の承認・登録、取消、教育、
1215 指導、監督、監査、及び懲戒等

1216 ③力量等に応じた要件区分に基づく 審査員の要員認証・登録、取消、教育、指
1217 導、監督、評価及び懲戒等

1218 ④認証・登録料及び審査費用の設定及び収受

1219 ⑤業種別等ガイドライン案の策定と環境省への提案

1220 ⑥本制度の運営の基準、手続き等を定める規程等の策定、改訂、及び廃止

1221 ⑦事業者のエコアクション21認証・登録に係るエコアクション21ガイドラ
1222 インの解釈の決定

1223 ⑧中央事務局の機能の一部を担う出先機関の設置

1224 ⑨中央事務局の業務の一部の地域事務局への委任

1225 ⑩地域事務局の教育・指導・監督・監査等

1226 ⑪事業者の審査を担当する審査員の選任、解任、及び事業者への派遣

1227 ⑫審査員の評価、教育、指導、及び監督等

1228 ⑬事業者のエコアクション21認証・登録に係る判定委員会の運営

1229

1230 2) 地域事務局

1231 地域事務局は、中央事務局から要件に応じて委任された業務を実施する権限を
1232 有する。

1233

1234 3) 審査員

1235 審査員は、中央事務局または地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣され、
1236 事業者のエコアクション21ガイドラインへの適合性の審査及び事業者の環境へ
1237 の取組に関する支援を実施する権限を有する。

1238

1239 6. 各主体の責任

1240 1) 中央事務局

1241 中央事務局は、以下の項目を含む本制度の運営及び普及促進に係る一切の責任
1242 を負う。

1243 ①本ガイドラインに定める原則に基づく本制度の運営

1244 ②本制度の運営に必要な資源（例：人的・物理的・金銭的）の確保及び効率
1245 的な活用

1246 ③財務安定性の確保

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

- 1247 ④本制度に係る財務諸表への独立した第三者による会計監査の実施
- 1248 ⑤「10. 意思決定機関による審議及び決定」に掲げる組織の意思決定機関(例:
- 1249 理事会等)による本制度の運営に関する重要な事項*等に関する適切な審
- 1250 議及び決定
- 1251 ⑥「11. 運営諮問委員会の設置」に掲げる過半数の第三者により構成される
- 1252 運営諮問委員会の設置と諮問
- 1253 ⑦「12. 判定委員会の設置及び諮問」に掲げる過半数の第三者により構成さ
- 1254 れる判定委員会の設置と認証登録の可否の判定
- 1255 ⑧運営能力等に応じた要件に基づく地域事務局の承認(運営能力維持・向上、
- 1256 信頼性確保のための教育、指導、監督、監査、及び懲戒等を含む)
- 1257 ⑨力量等に応じた要件に基づく審査員の要員認証(力量維持・向上、信頼性
- 1258 確保のための教育、指導、監督、評価及び懲戒等を含む)
- 1259 ⑩事業者のエコアクション21認証・登録
- 1260 ⑪事業者の環境への取組に関する支援及び普及促進
- 1261 ⑫本制度の運営の基準、手続き等を定める規程等の策定、改訂及び廃止
- 1262 ⑬事業者のエコアクション21認証・登録に係るエコアクション21ガイド
- 1263 ラインの解釈の決定
- 1264 ⑭「7. 普及促進活動」に掲げる普及促進活動の実施
- 1265 ⑮「8. 機密の保持」に掲げる機密の保持
- 1266 ⑯「9. 報告及び承認」に掲げる環境省への報告
- 1267 ⑰「13. 情報の公開」に掲げる情報の公開
- 1268 ⑱「15. 文書の管理」に掲げる文書の管理
- 1269 ⑲「16. 異議申立て及び苦情対応等」に掲げる異議申立て及び苦情対応等
- 1270
- 1271 2) 地域事務局
- 1272 地域事務局は、以下の責任を負う。
- 1273 ①中央事務局が策定した規程等の順守
- 1274 ②中央事務局が行う指示の順守及び報告
- 1275 ③事業者の環境への取組に関する支援
- 1276 ④「7. 普及促進活動」に掲げる普及促進活動の実施
- 1277
- 1278 3) 審査員
- 1279 審査員は、以下の責任を負う。
- 1280 ①中央事務局が策定した規程等の順守
- 1281 ②中央事務局が行う指示の順守及び報告
- 1282 ③事業者の環境への取組に関する支援
- 1283 ④中央事務局及び地域事務局の実施する研修の受講等
- 1284 また、審査員は「7. 普及促進活動」に掲げる普及促進活動の実施に努める。
- 1285
- 1286

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1287 7. 普及促進活動

1288 1) 中央事務局

1289 中央事務局は、本制度の普及促進のために、以下の活動を実施しなければなら
1290 ない。

1291 ①地域と連携した活動

1292 ②バリューチェーンにおける環境負荷の低減を目的とした活動

1293 ③エコアクション21に取り組む事業者の環境経営レポート及び成果等の情
1294 報発信等

1295 ④その他、本制度の普及促進のために必要な活動

1296

1297 2) 地域事務局

1298 地域事務局は、本制度の普及促進のために、以下の活動を実施しなければなら
1299 ない。

1300 ①地域と連携した活動

1301 ②その他、中央事務局及び審査員等と連携した本制度の普及促進のために必
1302 要な活動

1303

1304 3) 審査員

1305 審査員は、本制度の普及促進のために、以下の活動の実施に努める。

1306 ①地域と連携した活動

1307 ②その他、中央事務局及び地域事務局と連携した本制度の普及促進のために
1308 必要な活動

1309

1310 8. 機密の保持

1311 1) 中央事務局

1312 中央事務局は、本制度の過程で得られた機密情報を適切に管理する体制を構築
1313 し、機密情報の漏洩または不適切な利用を防止しなければならない。

1314

1315 2) 地域事務局

1316 地域事務局は、中央事務局が策定した機密保持に係る規程等を順守しなければ
1317 ならない。

1318

1319 3) 審査員

1320 審査員は、中央事務局が策定した機密保持に係る規程等を順守しなければなら
1321 ない。

1322

1323

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29に回付した資料からの変更点

1324 9. 報告及び承認

1325 1) 中央事務局

1326 中央事務局は、環境省に対して、本制度の継続的改善及び普及促進のために、
1327 定期（年1回以上）又は環境省の求めるときに、以下の項目を報告しなければな
1328 らない。

- 1329 ①事業の概況及び財務状況及び組織全体の財務諸表
- 1330 ②本制度の中期的な事業計画及びその進捗状況
- 1331 ③独立した第三者による本制度に係る会計監査の結果
- 1332 ④運営諮問委員会に報告され、審議された重要事項及び審議の結果
- 1333 ⑤その他、環境省が報告を必要と判断したもの

1334 また、中央事務局は、本制度について重要な変更が生じた又は生じる場合には、
1335 遅滞なく環境省に報告しなければならない。なお、以下の事項は環境省の承認を
1336 受けなければならない。

- 1337 ⑥運営諮問委員会構成員の選任案

1338

1339 2) 地域事務局

1340 地域事務局は、中央事務局に対して、本制度の継続的改善及び普及促進のため
1341 に、定期（年1回以上）的に又は、中央事務局の求めるときに、中央事務局が報
1342 告を必要と判断した項目について報告しなければならない。

1343 また、地域事務局は、本制度について重要な変更が生じた又は生じる場合には、
1344 事前に、遅滞なく中央事務局に報告しなければならない。

1345

1346 3) 審査員

1347 審査員は、中央事務局に対して、本制度の継続的改善及び普及促進のために、
1348 定期（年1回以上）的に、又は中央事務局の求めるときに、中央事務局が報告を
1349 必要と判断した項目 について報告しなければならない。

1350 また、審査員は、本制度について重要な変更が生じる場合には、事前に中央事
1351 務局または地域事務局に報告しなければならない。

1352

1353 10. 意思決定機関による審議及び決定

1354 中央事務局は、定款等に基づいて開催される意思決定機関（例：理事会等）に
1355 おいて、本制度の運営に関する重要事項について審議及び決定しなければなら
1356 ない。

1357

1358 11. 運営諮問委員会の設置

1359 中央事務局は、過半数の第三者で構成される運営諮問委員会を設置し、本制度
1360 の運営に関する以下の重要事項を諮問しなければならない。運営諮問委員会は、

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1361 下記の事項について、制度の運営に関する提言を行うことができる。

- 1362 ①規程等の策定、改訂及び廃止に関する事項
- 1363 ②本制度に係る中期事業計画及び予算
- 1364 ③本制度に係る事業計画及び予算（当該単年度）
- 1365 ④本制度に係る事業報告及び決算
- 1366 ⑤会計監査の結果 (第三者による本制度に係る部分)
- 1367 ⑥本制度に係る重大な異議申立て及び苦情の内容とその対応結果
- 1368 ⑦判定委員会の構成員の選任案
- 1369 ⑧会計監査人の選任案
- 1370 ⑨その他、本制度の運営に関する重要事項
- 1371

1372 1 2. 判定委員会の設置及び諮問

1373 中央事務局は、過半数の第三者で構成される判定委員会を設置し、審査員の報
1374 告に基づき、受審事業者の認証・登録の可否の判定を諮問しなければならない。
1375

1376 1 3. 情報の公開

1377 中央事務局は、信頼性及び透明性を確保するため、本制度に係る以下の情報を
1378 公開しなければならない。

- 1379 ①中央事務局が策定した規程等
- 1380 ②認証・登録の基準及び登録状況
- 1381 ③業務及び財務等に関する資料又はそれらに準ずる資料（定款、役員名簿、（社
1382 団法人の場合は社員名簿）、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書
1383 貸借対照表、財産目録）
- 1384 ④運営諮問委員会における議論の要旨
- 1385 ⑤その他、公開が必要と考えられる重要な事項
- 1386

1387 1 4. 適切な経理処理

1388 中央事務局は、本制度に係る損益を区分し、適切に経理処理をしなければなら
1389 ない。
1390

1391 1 5. 文書の管理

1392 中央事務局は、本制度の運営に関して決定された以下の重要な事項等を適切に
1393 記録・保存しなければならない。これらの記録の保管期間は7年とする。

- 1394 ①環境省に報告した事項
- 1395 ②運営諮問委員会で審議された事項及び審議結果
- 1396 ③判定委員会で審議された事項及び審議結果

凡例:

- ・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1397 16. 異議申立て及び苦情対応等

1398 中央事務局は、エコアクション21の認証・登録事業者及びエコアクション2
1399 1の認証・登録を希望する事業者等が、中央事務局に本制度に係る異議・苦情を
1400 申し立て、又は不正行為・違反行為等を通報するための手段を整備し、記録し、
1401 これに適切に対応しなければならない。

1402 本手段の整備・運用に当たっては、通報者等が不利益を被らないようにしなけ
1403 ればならない。

1404

未承認稿

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1405 参考 1 エコアクション 2 1 の歴史

エコアクション 2 1 の歴史

第 1 期：環境活動評価プログラム

1995年	環境省が、中小企業向けの環境への取組を促進するためのプログラムについての検討を実施
1996年9月	環境省が、中小企業向けの環境活動促進のためのプログラム「環境活動評価プログラム」策定
1999年9月	環境省が、「環境活動評価プログラム」の内容を一部見直して「環境活動評価プログラム-エコアクション21-」策定。プログラムへの参加を社団法人全国環境保全推進連合会に届け出る制度を創設
2002年4月	環境省が、「環境活動評価プログラム-エコアクション21-」の内容を一部改訂

第 2 期：新制度の検討

2002年度	環境省が「環境活動評価プログラム（エコアクション21）」のあり方に関する検討会設置
2003年3月	環境省が、上記検討会報告書公表。検討会は、プログラムに環境マネジメントシステムの要素を取り入れた改訂と、それに基づく認証・登録制度の創設を提言
2003年8月	環境省が、上記提言を受けた「エコアクション21（環境活動評価プログラム）-環境経営システム・環境活動レポートガイドライン-2003年度試行版」を策定
2003年度	環境省が、上記試行版による審査及び認証・登録に関するパイロット事業実施、参加企業は約200社 エコアクション21中央事務局

第 3 期：認証・登録制度の創設

2004年3月	環境省が、パイロット事業の結果を踏まえ「エコアクション21-環境経営システム・環境活動レポートガイドライン-2004年版」を策定
2004年4月	環境省が、上記ガイドラインを活用した「認証・登録制度」創設に向けた検討を開始。関係団体と協議を実施
2004年10月	財団法人地球環境戦略研究機関に持続性センター（エコアクション21中央事務局）を設置。エコアクション21認証・登録制度を開始
2009年2月	環境省が、「エコアクション21ガイドライン改訂検討委員会」を設置
2009年11月	環境省が、「エコアクション21ガイドライン2009年版」を策定、公表

1406

1407

1408

1409

1410

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1411 参考2 エコアクション21の政策的位置づけ

エコアクション21の政策的位置付け

第四次 環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）

第2部 今後の環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

第1項 経済・社会のグリーン化

『特に取組の遅れている中小企業における環境配慮型経営を推進するため、中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21の普及促進を図る。また、エコアクション21の国際的な相互認証についても検討していく。』

『21世紀環境立国戦略』（平成19年6月1日に閣議決定）

3. 今後1, 2年で重点的に着手すべき八つの戦略

戦略8 環境立国を支える仕組みづくり

『事業者の適切な環境管理を推進するため、エコアクション21を活用し、業種特性に対応しつつ中小企業における環境管理を促進する』

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）第11条2項（平成17年4月1日施行）

「国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定され、その措置の一つとしてエコアクション21が位置付け

環境報告ガイドライン 2007年版（環境省2007年6月策定）

序章 本ガイドラインの対象について

『環境配慮等の取組が進んでいない事業者や中小事業者（工場等のサイト単位を含む）にあつては、本ガイドラインや「エコアクション21ガイドライン」を参考に、可能なところから段階的に取り組むことが望まれます。』

1412

1413

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

優良産業廃棄物処理業者認定制度（平成23年4月開始）

環境省では平成17年4月1日より「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（優良性評価制度）」を実施し、評価基準は、遵法性、情報公開制及び環境保全への取組みの3項目で、このうち環境保全への取組みについてはエコアクション21等の環境マネジメントシステムの取得が条件となっていました。

平成22年度の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」の改正に基づき、平成23年4月1日からは新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設され、それに伴い、優良性評価制度は同日をもって廃止され、この新制度においても引き続き、5つある基準のうちの1つ「環境配慮の取組」として、ISO14001やエコアクション21等の認証を取得することが要件となっています。

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）基本方針（平成26年2月4日閣議決定）

4.（2）産業廃棄物の処理に係る契約

『産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を定めた上で、裾切り方式によるものとする。』とし、エコアクション21の認証を取得し、その中で必要な取組を行うことにより、評価項目の多くに適合する。

「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）

『第3章 目標達成のための対策・施策 第2節 地球温暖化対策・施策 2. 分野横断的な施策（2）その他の関連する分野横断的な施策

(d) 事業活動における環境への配慮の促進
(略)

さらに、ISO14001や中堅・中小企業向けエコアクション21などPDCAサイクルを備えた環境マネジメントシステムの普及を進め、環境経営の実効性を高めていくとともに、企業における従業員の教育を促すことで、事業活動における更なる環境配慮の促進を図る。』

・地方公共団体が構築すべき体制の例としてエコアクション21が記載されました（57ページ）。

『同 第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項 1. PDCAを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行
都道府県及び市町村は、率先して自らの温室効果ガス排出の抑制に取り組むべきである。その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、温室効果ガス排出の抑制に係る取組のPDCAの体制*を構築し、運営するべきである。以下
(略)

*例えば、エネルギーマネジメントシステムISO50001、環境マネジメントシステムISO14001、エコアクション21の認証を取得し、またはこれらに範をとった自らの環境マネジメントシステムを構築・運用することが望ましい。』

1414

1415

1416

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1417 参考 3 2009 年版 EA21 ガイドラインとの比較

1418 2017 年版ガイドライン完成後作成

1419 参考 4 用語の説明及び各用語に係る参考例

1420 1 組織

1421 独立したマネジメントをもち、エコアクション 2 1 の取組を実施する単位

1422 2 活動

1423 事業における活動。全活動とは事業活動全体を指し、顧客や社会に提供する製
1424 品・サービスを含む。

1425 3 全従業員

1426 組織で働く全ての者 【参考】役員、派遣社員、アルバイト等を含む。

1427 4 エコアクション 2 1 ガイドライン

1428 環境省が定めた環境経営システムに関するガイドライン。エコアクション 2 1
1429 認証・登録制度における組織への認証基準

1430 5 エコアクション 2 1

1431 エコアクション 2 1 ガイドラインに基づいた環境経営システムのこと

1432 6 環境経営システム

1433 環境に関する方針、目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取組み、その取
1434 組み結果を確認及び評価し、改善してゆく仕組み

1435 7 対象範囲

1436 エコアクション 2 1 を適用する組織及び対象とする活動の総称

1437 8 サイト

1438 独立した敷地あるいは場所

1439 9 カフェテリア認証

1440 本来適正に環境経営システムに入れておくべき活動を対象範囲から除外してい
1441 る認証。

1442 【参考】環境負荷の大きな活動を除外するなど、いいとこどりの対象範囲を定め
1443 ている場合などが該当する。

1444 10 代表者

1445 エコアクション 2 1 の運用上の最高責任者

1446 【参考】代表者は代表権を有することは条件ではないが、組織の経営層であるこ
1447 とが望ましい。

1448 11 課題とチャンス

1449 課題は環境経営に望ましくない影響を与えるもの、チャンスは環境経営に好ま
1450 しい望ましい影響を与えるもの

1451 【参考】課題とチャンスには組織の中のもの、外のものがある。チャンスは課題
1452 を克服することで得られる機会、新たな事業発展の機会等がある。

1453 12 利害関係者

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

- 1454 組織の事業活動に影響を与えるか又は影響を受ける人、団体
- 1455 【参考】顧客、地域コミュニティ、取引先、行政、非政府組織、株主、従業員等
- 1456 がある。
- 1457 **13 環境経営方針**
- 1458 代表者が誓約し、環境経営を実施するための意図及び方向性を示したもの
- 1459 **14 環境関連法規等**
- 1460 環境関連法規とその他の環境関連要求事項
- 1461 【参考】環境関連法規には国や府省が定めた法令、地方公共団体等が定めた条例
- 1462 があり、その他の環境関連要求事項には、地域の協定、顧客（納入先・取引先）
- 1463 からの要請、業界団体の取り決め等がある。
- 1464 **15 環境負荷**
- 1465 組織が環境へ与える負荷のこと
- 1466 【参考】資源・エネルギー等の消費量及び二酸化炭素や廃棄物等の排出量等があ
- 1467 る。
- 1468 **16 環境経営目標**
- 1469 環境経営方針に基づいて環境経営で達成すべき内容、水準を示したもの
- 1470 【参考】短期（1年）から中長期（3～5年）と期間の幅を持たせ複数設定して
- 1471 も良い。
- 1472 **17 環境経営計画**
- 1473 環境経営目標を達成するための手段、日程、責任を定めたもの
- 1474 **18 経営資源**
- 1475 経営するために必要な資源のこと
- 1476 【参考】人（時間、技能、知識）、もの（設備、インフラ）、資金（設備投資、教
- 1477 育投資）、情報（顧客ニーズ、技術情報）等がある。
- 1478 **19 特定の業務**
- 1479 環境に大きな影響を与える組織の業務のこと。
- 1480 【参考】環境法規等に関わる業務、直接的に環境に大きな負荷を与える業務、緊
- 1481 急事態に関連する業務等がある。
- 1482 **20 コミュニケーション**
- 1483 情報を双方向に伝達し、双方の理解向上を図ること
- 1484 【参考】組織の中と外のコミュニケーションがある。組織の中には縦と横のコミ
- 1485 ュニケーションがある。
- 1486 **21 事故、緊急事態**
- 1487 突発的に発生する環境上の課題
- 1488 **22 有効性**
- 1489 期待した成果を達成している程度
- 1490 **23 試行**
- 1491 事故、緊急事態の対応手順の有効性を確認すること
- 1492 **24 文書類**
- 1493 管理することを定めた情報、及びその媒体 【参考】文書類には文書と記録の

凡例:

- ・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ ~~削除部分~~・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1494 両方がある。EA21 で要求される文書類は、要求事項 12 を参照のこと。

1495 **25 是正処置**

1496 発見された課題の原因を除去するための処置

1497

未承認稿

凡例:

- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 前回の作業部会からの追加・変更点
- ・ アンダーライン: 現ガイドラインからの変更点
- ・ 削除部分・イタリック体+アンダーライン: 11/29 に回付した資料からの変更点

1498 作業部会委員の名前及び役職

1499 事務局会社名

未承認稿